

# 明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70

追加型投信 / 内外 / 資産複合

2024.2.20

## 投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

- 明治安田ライフプランファンド20・明治安田ライフプランファンド50・明治安田ライフプランファンド70（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月19日に関東財務局長に提出しており、2024年2月20日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ（URL: <https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西尾 友宏  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント株式会社

## 目次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	29
4【手数料等及び税金】	34
5【運用状況】	39
第2【管理及び運営】	66
1【申込（販売）手続等】	66
2【換金（解約）手続等】	67
3【資産管理等の概要】	68
4【受益者の権利等】	72
第3【ファンドの経理状況】	73
1【財務諸表】	76
2【ファンドの現況】	165
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	168
第三部【委託会社等の情報】	169
第1【委託会社等の概況】	169
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 上限 5,000億円

### (4) 【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でのスイッチング※が可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

※スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

※各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

※スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

※販売会社により、1ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7) 【申込期間】

2024年2月20日から2024年8月19日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年1回（5月20日。休業日の場合は翌営業日）

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

###### ■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

###### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	日々	オセアニア 中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)) )	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

**その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)(資産配分固定型)))**

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル(日本含む)**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：各ファンド 上限5,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

◆主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

◆ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

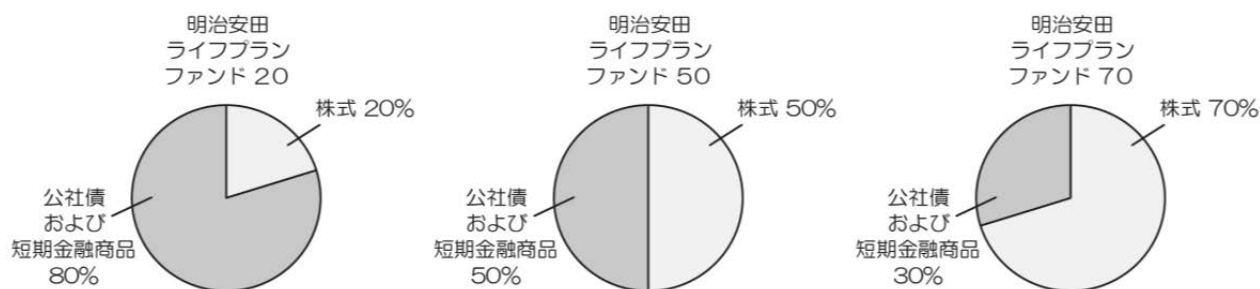
	明治安田 ライフプラン ファンド20 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド50 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

※基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。



- ◆資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



※各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問合わせください。

- ◆外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

<明治安田欧州株式マザーファンド>

原則として行いません。

<明治安田外国債券マザーファンド>

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

<マザーファンドの運用手法>

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田日本株式マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田アメリカ株式マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。
明治安田日本債券マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田外国債券マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。

## (2) 【ファンドの沿革】

2000年 5月31日	信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
2004年 1月 1日	「YPW ライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、 「YPW ライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、 「YPW ライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、 それぞれファンド名を変更
2010年10月 1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継  「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更  「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
2010年10月 1日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBS グローバル・アセット・マネジメント (US) ・インク」から「UBS グローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド」に変更
2011年 4月 1日	投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント (アメリカズ) インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
2019年 6月 7日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

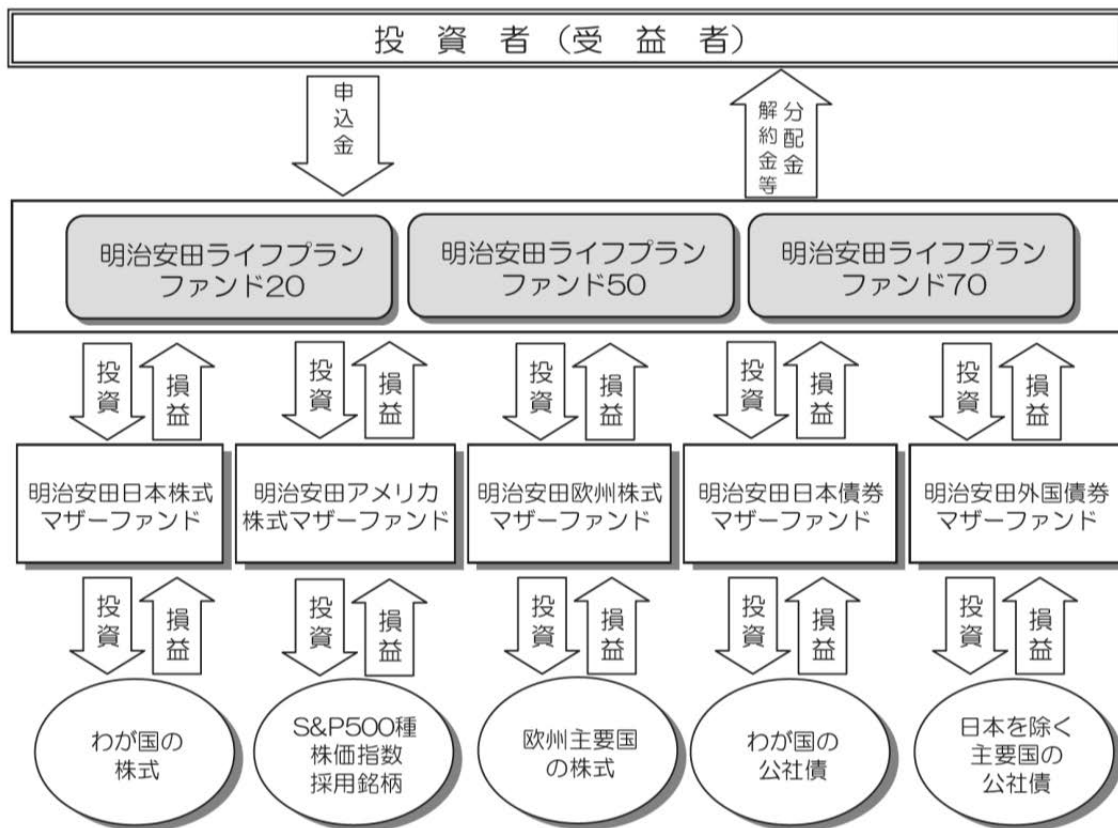
「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

#### ②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

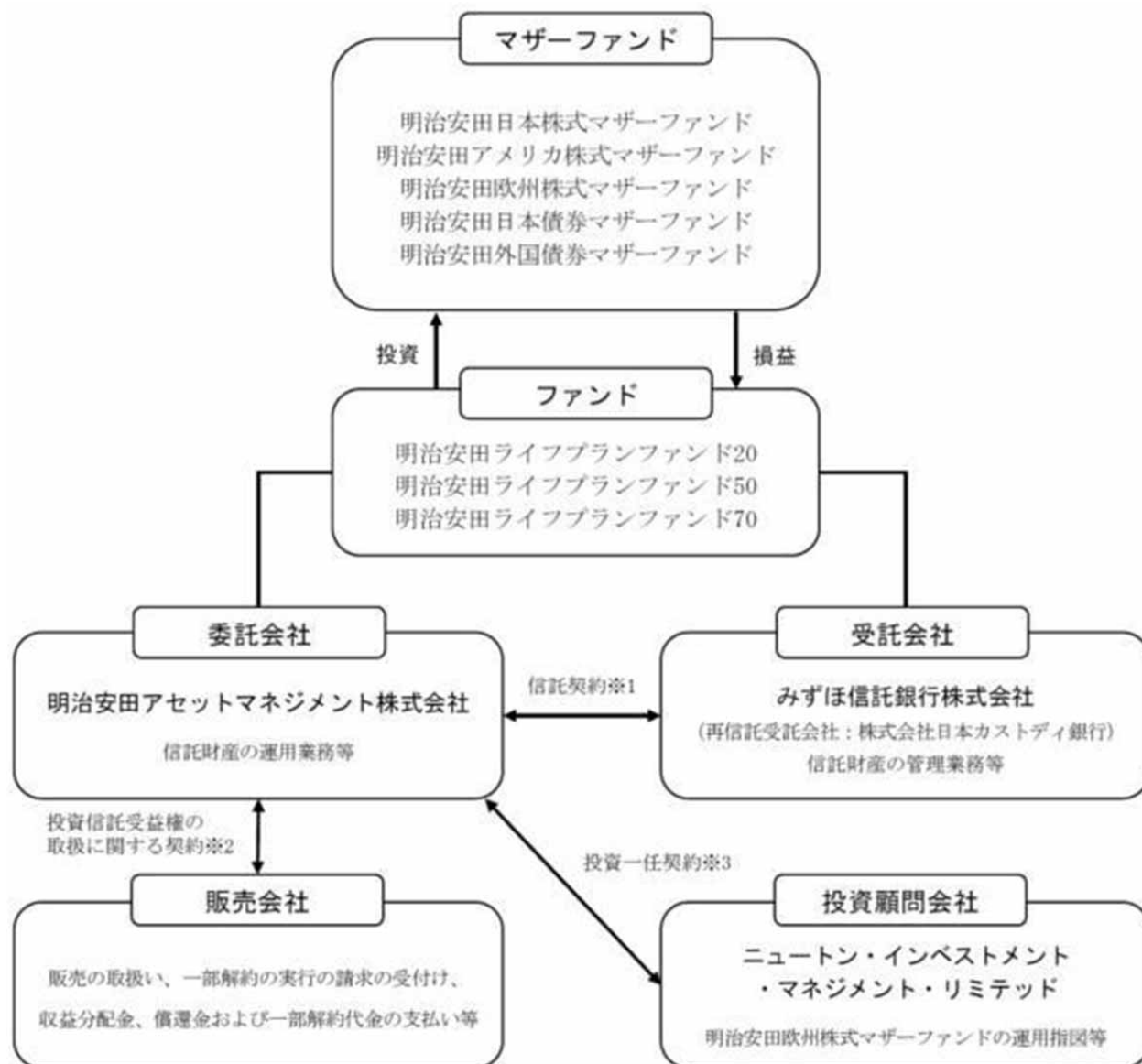
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4. 投資顧問会社

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（「ニュートン社」ということがあります。）

明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

※3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

### ③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネージメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネージメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### II. 運用方法

##### ①投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### ②投資態度

1. 明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
2. 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。

##### <明治安田ライフプランファンド20>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。

##### <明治安田ライフプランファンド50>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。

##### <明治安田ライフプランファンド70>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。

3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。
4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
9. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

**<明治安田アメリカ株式マザーファンド>**

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

**<明治安田欧州株式マザーファンド>**

原則として行いません。

**<明治安田外国債券マザーファンド>**

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行うことがあります。

## ■マザーファンドの投資方針

### <明治安田日本株式マザーファンド>

#### I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### II. 運用方法

##### ①投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

##### ②投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。



※T O P I Xは、株式会社J P X総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- ・T O P I Xの指数値及びT O P I Xに係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などT O P I Xに関するすべての権利・ノウハウ及びT O P I Xに係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、T O P I Xの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、T O P I Xの指数値の算出若しくは公表の停止又はT O P I Xに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。J P Xは、T O P I Xの指数値及びT O P I Xに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のT O P I Xの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。J P Xは、T O P I Xの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、T O P I Xの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではありません。J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズをT O P I Xの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

## <明治安田アメリカ株式マザーファンド>

### I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### II. 運用方法

#### ①投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

1. S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびにならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

※S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

※当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターの分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&P は、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、また S&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&P の当社に対する唯一の関係は、S&P 及び S&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&P は、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&P は本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&P は、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&P は、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&P は、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&P は、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&P は、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P が責任を負うことはない。

## <明治安田欧州株式マザーファンド>

### I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### II. 運用方法

#### ①投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCI ヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

※MSCI ヨーロッパ指数とは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。

MSCI インデックスは、MSCI Inc. の知的財産であり、MSCI は MSCI Inc. のサービスマークです。MSCI インデックスに関する著作権、その他知的財産権は MSCI Inc. に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性を MSCI Inc. は何ら保証するものではありません。

## <明治安田日本債券マザーファンド>

### I. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### II. 運用方法

#### ①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE 日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関から BBB 格あるいは BBB 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

※FTSE 日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE 日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては、格付が高いほど有利な条件で発行できるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。以下同じ。

## <明治安田外国債券マザーファンド>

### I. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### II. 運用方法

#### ①投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、いずれかの評価機関から BBB 格あるいは BBB 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. （削除）
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

※FTSE 世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### ②運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1. から5. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6. から27. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田欧州株式マザーファンド

3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

4. 明治安田日本債券マザーファンド

5. 明治安田外国債券マザーファンド

6. 株券または新株引受権証券

7. 国債証券

8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

15. コマーシャル・ペーパー

16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. から16. の証券または証書の性質を有するもの

18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  22. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  27. 外国の者に対する権利で前26.の有価証券の性質を有するもの
- なお、6.の証券または証書、17.ならびに22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または証書のうち7.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

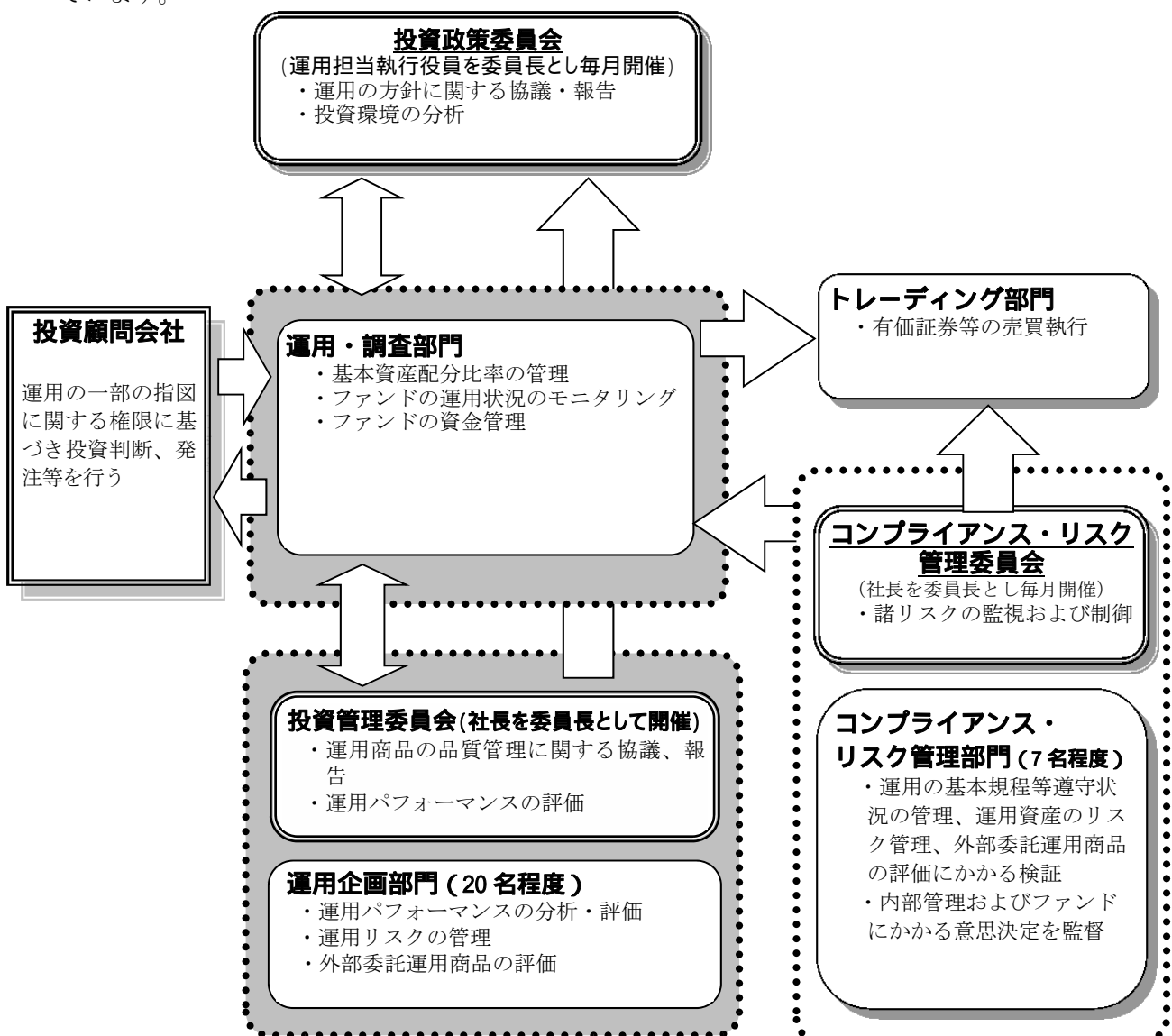
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <マザーファンドの運用手法>」ならびに「2 投資方針 ■マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門および投資顧問会社にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。





※ファンドの運用体制等は、2023年11月30日現在のものであり、今後変更となることがあります。  
また、委託会社のホームページ(<https://www.myam.co.jp/>)の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

#### <受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

年1回（毎年5月20日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

### ■投資信託約款に基づく投資制限

#### <明治安田ライフプランファンド20>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

#### <明治安田ライフプランファンド50>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

#### <明治安田ライフプランファンド70>

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

#### <各ファンド共通>

##### ①投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### ②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### ③同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ④新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### ⑤投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### ⑥同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ⑦信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出により取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
  - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前 e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑩金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### ⑫有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑬公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑭公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### ⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑯外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑰資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

##### <同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### <投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドの主なリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### ①値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起る可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起る可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ②その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

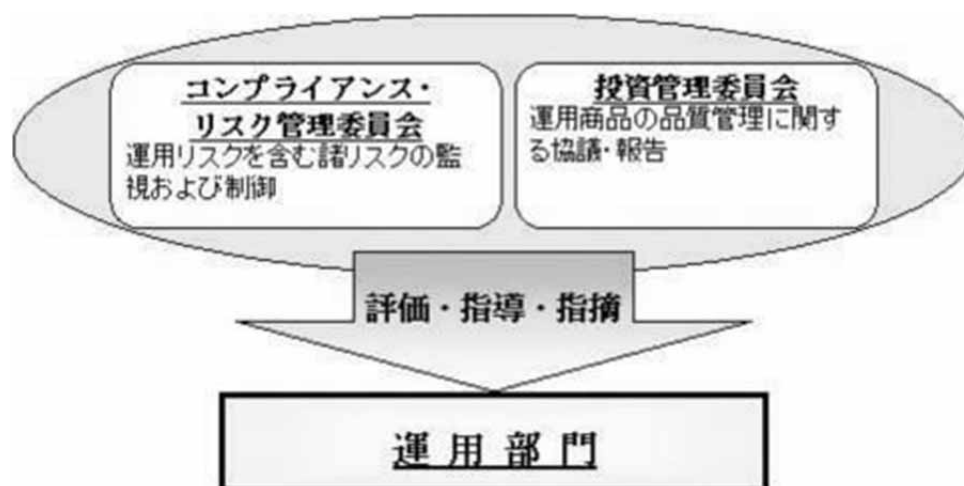
●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## （２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



### <流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



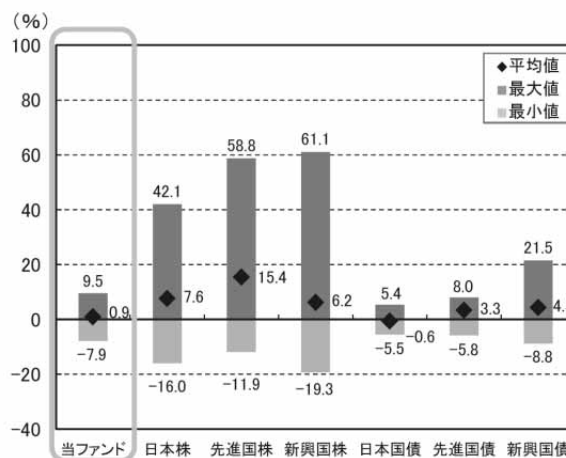
### (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2018年12月～2023年11月

#### ◆ 明治安田ライフプランファンド 20



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

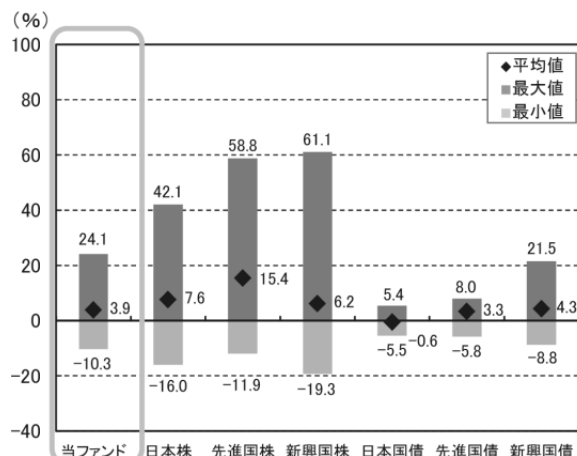
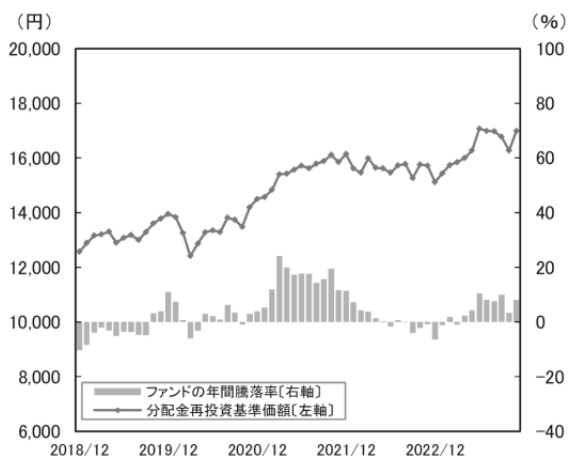
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

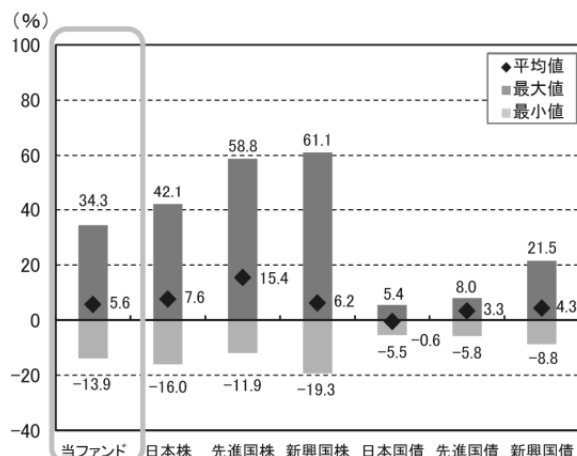
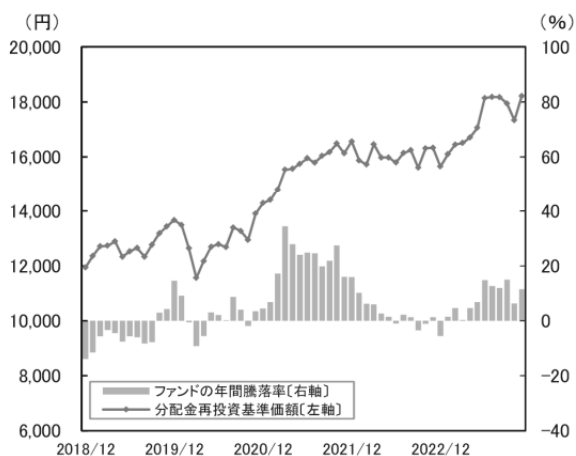
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## <代表的な資産クラスの指数について>

**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCI エマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA-BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE 世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

**JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。各ファンド間では、スイッチング※が可能です。

※スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社までお問合わせください。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ①信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.495%（税抜0.45%）	0.605%（税抜0.55%）	0.671%（税抜0.61%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）	0.583%（税抜0.53%）	0.66%（税抜0.6%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.077%（税抜0.07%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.957%（税抜0.87%）	1.265%（税抜1.15%）	1.419%（税抜1.29%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦收受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

## ②投資顧問報酬

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、ファンドにかかる金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額※が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額

※明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

## (4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド20は年0.0044%（税抜0.004%）、明治安田ライフプランファンド50は年0.0066%（税抜0.006%）、明治安田ライフプランファンド70は年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315% (所得税のみ)

3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および償還時における課税は、行われません。

## ②個別元本について

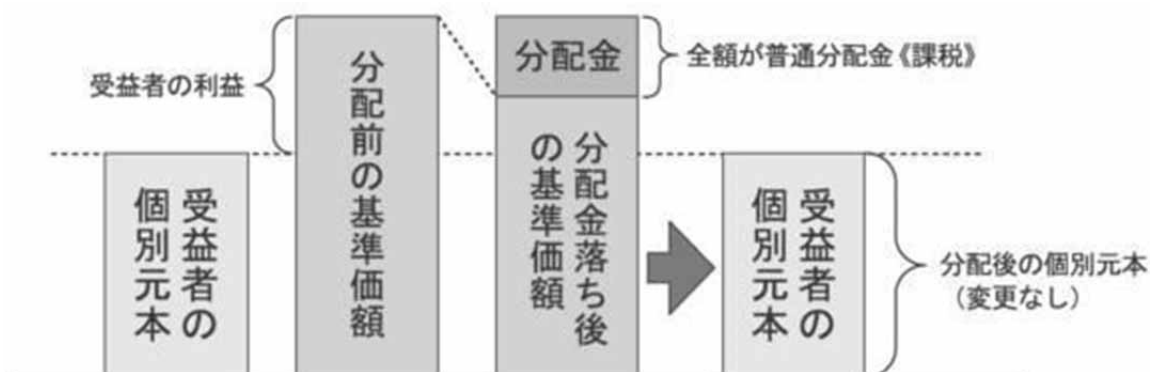
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## ③収益分配金について

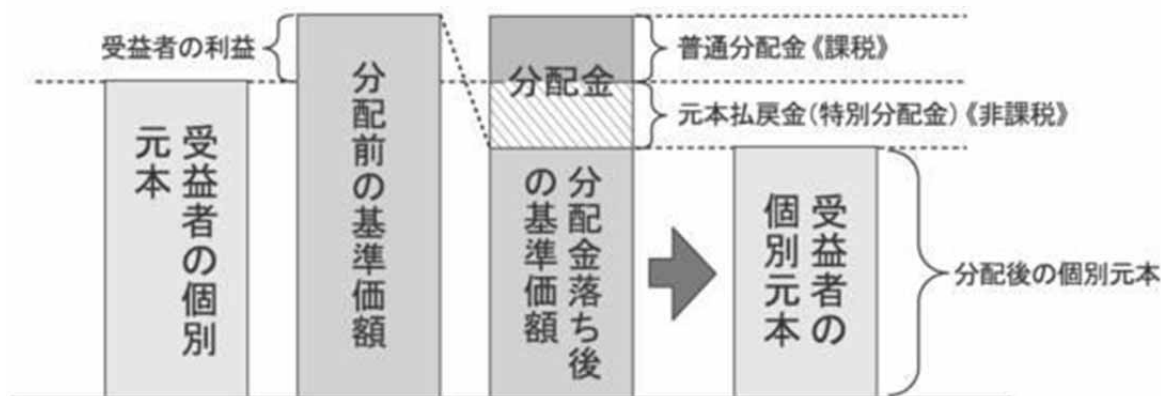
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### 1. の場合



## 2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※2024年1月よりNISA制度が新しくなりました。2023年末までに一般NISAおよびつみたてNISAにおいて購入された商品は旧NISA制度における非課税措置が適用されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2024年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。



## 5 【運用状況】

以下は2023年11月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

### (1) 【投資状況】

#### 明治安田ライフプランファンド20

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,772,673,149	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	54,791,672	3.00
合計(純資産総額)		1,827,464,821	100.00

#### 明治安田ライフプランファンド50

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,281,696,836	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	70,415,218	2.99
合計(純資産総額)		2,352,112,054	100.00

#### 明治安田ライフプランファンド70

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,624,605,707	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	50,099,292	2.99
合計(純資産総額)		1,674,704,999	100.00

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 明治安田ライフプランファンド20

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	778,791,673	1.5059	1,172,790,675	1.4477	1,127,456,705	61.70
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	131,954,512	1.9405	256,057,731	2.0969	276,695,416	15.14
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	80,085,716	3.1997	256,250,266	3.4441	275,823,214	15.09
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	7,547,748	5.2491	39,618,885	6.1442	46,374,873	2.54
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	13,837,244	3.1608	43,736,761	3.3477	46,322,941	2.53

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

明治安田ライフプランファンド50

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	518,302,716	1.5049	780,039,832	1.4477	750,346,841	31.90
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	338,099,008	1.9409	656,247,818	2.0969	708,959,809	30.14
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	102,536,627	3.2012	328,245,863	3.4441	353,146,397	15.01
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	70,186,567	3.1612	221,878,230	3.3477	234,963,570	9.99
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	38,130,305	5.2556	200,400,227	6.1442	234,280,219	9.96

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

明治安田ライフプランファンド70

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	320,458,574	1.9416	622,214,868	2.0969	671,969,583	40.12
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	197,387,188	1.5029	296,659,260	1.4477	285,757,432	17.06
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	74,670,928	3.1632	236,205,110	3.3477	249,975,865	14.93
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	40,580,919	5.2537	213,201,973	6.1442	249,337,282	14.89
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド	48,652,927	3.2073	156,047,280	3.4441	167,565,545	10.01

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

②【投資不動産物件】

明治安田ライフプランファンド20

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド50

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド70

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

明治安田ライフプランファンド20

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド50

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド70

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

## 明治安田ライフプランファンド20

期別	純資産総額 (円)		1万円当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期計算期間末 (2014年 5月20日)	1,507,924,673	1,523,298,374	11,770	11,890
第15期計算期間末 (2015年 5月20日)	1,479,740,803	1,498,212,637	12,817	12,977
第16期計算期間末 (2016年 5月20日)	1,551,763,666	1,559,010,289	12,848	12,908
第17期計算期間末 (2017年 5月22日)	1,604,330,251	1,616,701,522	12,968	13,068
第18期計算期間末 (2018年 5月21日)	1,667,112,133	1,683,405,810	13,301	13,431
第19期計算期間末 (2019年 5月20日)	1,716,101,990	1,722,701,574	13,002	13,052
第20期計算期間末 (2020年 5月20日)	1,678,565,480	1,687,611,441	12,989	13,059
第21期計算期間末 (2021年 5月20日)	1,825,279,668	1,843,762,136	13,826	13,966
第22期計算期間末 (2022年 5月20日)	1,842,918,721	1,846,981,896	13,607	13,637
第23期計算期間末 (2023年 5月22日)	1,842,855,678	1,848,249,906	13,665	13,705
2022年11月末日	1,794,788,840	—	13,374	—
12月末日	1,741,342,333	—	12,976	—
2023年 1月末日	1,759,287,727	—	13,070	—
2月末日	1,795,881,661	—	13,299	—
3月末日	1,826,886,102	—	13,461	—
4月末日	1,843,934,812	—	13,536	—
5月末日	1,825,465,372	—	13,616	—
6月末日	1,865,359,762	—	13,960	—
7月末日	1,836,059,812	—	13,751	—
8月末日	1,834,569,213	—	13,684	—
9月末日	1,812,976,004	—	13,548	—
10月末日	1,770,016,882	—	13,207	—
11月末日	1,827,464,821	—	13,649	—

明治安田ライフプランファンド50

期別	純資産総額 (円)		1万円当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期計算期間末 (2014年 5月20日)	1,534,424,135	1,549,406,724	11,266	11,376
第15期計算期間末 (2015年 5月20日)	1,632,678,151	1,656,097,373	13,246	13,436
第16期計算期間末 (2016年 5月20日)	1,587,944,695	1,595,637,033	12,386	12,446
第17期計算期間末 (2017年 5月22日)	1,673,845,057	1,695,564,710	13,101	13,271
第18期計算期間末 (2018年 5月21日)	1,852,187,300	1,876,240,202	13,861	14,041
第19期計算期間末 (2019年 5月20日)	1,810,507,848	1,818,862,886	13,002	13,062
第20期計算期間末 (2020年 5月20日)	1,817,409,866	1,828,728,857	12,845	12,925
第21期計算期間末 (2021年 5月20日)	2,089,151,935	2,117,003,217	15,002	15,202
第22期計算期間末 (2022年 5月20日)	2,140,057,913	2,147,212,998	14,955	15,005
第23期計算期間末 (2023年 5月22日)	2,264,542,057	2,293,367,781	15,712	15,912
2022年11月末日	2,183,230,217	—	15,292	—
12月末日	2,105,826,266	—	14,711	—
2023年 1月末日	2,153,658,676	—	15,014	—
2月末日	2,193,165,444	—	15,311	—
3月末日	2,219,340,864	—	15,416	—
4月末日	2,244,928,000	—	15,565	—
5月末日	2,262,624,047	—	15,632	—
6月末日	2,367,499,413	—	16,403	—
7月末日	2,360,763,712	—	16,323	—
8月末日	2,354,879,254	—	16,307	—
9月末日	2,332,757,620	—	16,115	—
10月末日	2,273,494,542	—	15,632	—
11月末日	2,352,112,054	—	16,321	—

明治安田ライフプランファンド70

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期計算期間末 (2014年 5月20日)	895,530,743	903,204,876	10,503	10,593
第15期計算期間末 (2015年 5月20日)	972,157,496	986,420,654	12,950	13,140
第16期計算期間末 (2016年 5月20日)	873,057,777	876,815,328	11,617	11,667
第17期計算期間末 (2017年 5月22日)	970,236,126	984,015,764	12,674	12,854
第18期計算期間末 (2018年 5月21日)	1,108,467,595	1,124,660,630	13,691	13,891
第19期計算期間末 (2019年 5月20日)	1,081,648,550	1,086,835,587	12,512	12,572
第20期計算期間末 (2020年 5月20日)	1,069,960,070	1,076,989,478	12,177	12,257
第21期計算期間末 (2021年 5月20日)	1,324,254,944	1,342,672,790	15,099	15,309
第22期計算期間末 (2022年 5月20日)	1,411,125,378	1,415,774,665	15,176	15,226
第23期計算期間末 (2023年 5月22日)	1,539,297,432	1,562,695,317	16,447	16,697
2022年11月末日	1,471,193,519	—	15,875	—
12月末日	1,416,209,421	—	15,206	—
2023年 1月末日	1,464,580,966	—	15,643	—
2月末日	1,496,108,956	—	15,983	—
3月末日	1,512,527,372	—	16,042	—
4月末日	1,522,784,511	—	16,236	—
5月末日	1,534,587,626	—	16,331	—
6月末日	1,644,130,253	—	17,370	—
7月末日	1,653,454,952	—	17,402	—
8月末日	1,661,404,913	—	17,397	—
9月末日	1,631,846,389	—	17,177	—
10月末日	1,587,365,317	—	16,592	—
11月末日	1,674,704,999	—	17,435	—

②【分配の推移】

明治安田ライフプランファンド20

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	120
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	160
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	100
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	130
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	50
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	70
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	140
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	30
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	40

明治安田ライフプランファンド50

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	110
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	170
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	180
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	200
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	200

明治安田ライフプランファンド70

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	90
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	50
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	180
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	210
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	250

③【収益率の推移】

明治安田ライフプランファンド20

期	計算期間	収益率 (%)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	2.14
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	10.25
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	0.71
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	1.71
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	3.57
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	△1.87
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.44
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	7.52
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	△1.37
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	0.72
第24期中間計算期間	2023年 5月23日～2023年11月22日	△0.26

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド50

期	計算期間	収益率 (%)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.68
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	19.26
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	△6.04
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	7.15
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	7.18
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	△5.76
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	△0.59
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	18.35
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.02
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	6.40
第24期中間計算期間	2023年 5月23日～2023年11月22日	3.77

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド70

期	計算期間	収益率 (%)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.80
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	25.11
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	△9.91
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	10.65
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	9.60
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	△8.17
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	△2.04
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	25.72
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.84
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	10.02
第24期中間計算期間	2023年 5月23日～2023年11月22日	5.93

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。



## (4) 【設定及び解約の実績】

## 明治安田ライフプランファンド20

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	206,295,328	297,470,198
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	211,304,674	337,956,858
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	185,524,396	132,243,463
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	168,164,097	138,807,496
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200,526,817	184,294,138
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	213,096,140	146,539,057
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	275,362,124	302,998,876
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	204,106,099	176,209,945
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	141,672,822	107,457,183
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	123,599,606	129,434,412
第24期中間計算期間	2023年 5月23日～2023年11月22日	73,893,901	86,019,543

## 明治安田ライフプランファンド50

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	172,912,123	249,803,387
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	149,805,652	279,268,559
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	147,501,360	98,035,590
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	131,528,610	135,958,384
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	211,608,074	152,962,400
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	188,413,904	132,179,818
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	150,603,421	128,235,904
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	177,311,564	199,621,401
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	160,355,240	121,902,308
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	137,514,135	127,244,951
第24期中間計算期間	2023年 5月23日～2023年11月22日	110,195,953	112,753,856

## 明治安田ライフプランファンド70

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	221,336,132	324,395,123
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	189,452,574	291,441,480
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	145,158,448	144,340,770
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	117,765,866	103,740,639
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	133,429,299	89,312,997
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	144,869,495	90,014,998
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	135,439,858	121,270,055
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	147,519,578	149,155,359
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	159,494,605	106,677,300
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	129,369,470	123,311,645
第24期中間計算期間	2023年 5月23日～2023年11月22日	107,927,215	87,768,956

(参考)

(1) 投資状況

I. 明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	4,527,564,500	99.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	42,554,105	0.93
合計(純資産総額)		4,570,118,605	100.00

II. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	4,497,159,883	95.68
投資信託受益証券	アメリカ	80,231,391	1.71
投資証券	アメリカ	106,234,499	2.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	16,740,419	0.36
合計(純資産総額)		4,700,366,192	100.00

III. 明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	イギリス	676,766,588	28.84
	フランス	504,410,084	21.50
	スイス	373,969,855	15.94
	オランダ	236,973,674	10.10
	ドイツ	188,602,678	8.04
	デンマーク	158,764,154	6.77
	アイルランド	84,167,210	3.59
	スペイン	39,704,753	1.69
	スウェーデン	27,897,452	1.19
	小計	2,291,256,448	97.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	55,085,885	2.35
合計(純資産総額)		2,346,342,333	100.00

IV. 明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	17,674,257,352	48.03
特殊債券	日本	141,613,471	0.38
社債券	日本	17,308,549,940	47.04
	フランス	1,178,118,100	3.20
	アメリカ	100,065,600	0.27
	小計	18,586,733,640	50.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	393,452,375	1.07
合計(純資産総額)		36,796,056,838	100.00

V. 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	553,141,498	44.70
	イタリア	91,785,793	7.42
	中国	86,867,908	7.02
	フランス	70,586,122	5.70
	ドイツ	64,347,511	5.20
	スペイン	63,626,728	5.14
	イギリス	62,531,349	5.05
	ベルギー	31,639,389	2.56
	カナダ	24,046,095	1.94
	メキシコ	23,438,058	1.89
	アイルランド	14,351,633	1.16
	オーストラリア	13,161,692	1.06
	オランダ	10,053,028	0.81
	マレーシア	6,532,015	0.53
	ポーランド	6,529,545	0.53
	シンガポール	5,497,475	0.44
	イスラエル	4,357,246	0.35
	スウェーデン	3,195,736	0.26
	ノルウェー	2,667,539	0.22
	小計		1,138,356,360
社債券	ノルウェー	26,405,100	2.13
	スペイン	16,551,545	1.34
	デンマーク	16,526,511	1.34
	フランス	14,850,844	1.20
	オーストラリア	4,263,456	0.34
	小計		78,597,456
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	20,533,625	1.66
合計(純資産総額)		1,237,487,441	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	53,382,610	4.31
	売建	—	53,982,410	△4.36

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産

## ①投資有価証券の主要銘柄

## I. 明治安田日本株式マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	86,200	2,337.27	201,472,942	2,794.50	240,885,900	5.27
2	日本	株式	ジェイフロンティア	食料品	29,900	3,131.45	93,630,652	4,950.00	148,005,000	3.24
3	日本	株式	三菱商事	卸売業	19,300	6,967.92	134,480,856	6,886.00	132,899,800	2.91
4	日本	株式	MTG	その他製品	93,800	1,482.42	139,051,539	1,398.00	131,132,400	2.87
5	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	15,800	6,901.51	109,043,948	7,258.00	114,676,400	2.51
6	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	8,700	12,665.23	110,187,532	12,820.00	111,534,000	2.44
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,700	60,473.29	102,804,593	63,350.00	107,695,000	2.36
8	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・ 通信業	14,900	6,243.47	93,027,703	6,020.00	89,698,000	1.96
9	日本	株式	村田製作所	電気機器	30,300	2,768.63	83,889,694	2,883.50	87,370,050	1.91
10	日本	株式	日立製作所	電気機器	8,100	10,076.91	81,622,976	10,285.00	83,308,500	1.82
11	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,300	21,488.50	70,912,081	24,025.00	79,282,500	1.73
12	日本	株式	第一三共	医薬品	19,300	4,185.75	80,784,975	4,000.00	77,200,000	1.69
13	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	20,400	3,466.73	70,721,294	3,648.00	74,419,200	1.63
14	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	銀行業	58,000	1,208.87	70,114,949	1,255.00	72,790,000	1.59
15	日本	株式	ワールド	繊維製品	43,300	1,359.20	58,853,375	1,630.00	70,579,000	1.54
16	日本	株式	円谷フィールズ ホールディングス	卸売業	58,800	1,852.46	108,924,833	1,126.00	66,208,800	1.45
17	日本	株式	シード	精密機器	77,200	568.04	43,852,911	852.00	65,774,400	1.44
18	日本	株式	恵和	化学	47,700	1,392.21	66,408,770	1,360.00	64,872,000	1.42
19	日本	株式	藤倉コンポジット	ゴム製品	45,300	958.35	43,413,536	1,415.00	64,099,500	1.40
20	日本	株式	イビデン	電気機器	9,000	7,577.15	68,194,434	7,071.00	63,639,000	1.39
21	日本	株式	ソフトバンク	情報・ 通信業	35,100	1,757.64	61,693,470	1,798.50	63,127,350	1.38
22	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	48,300	1,475.70	71,276,692	1,266.50	61,171,950	1.34
23	日本	株式	TOKYO BASE	小売業	218,200	350.47	76,472,715	271.00	59,132,200	1.29
24	日本	株式	アジアパイル ホールディングス	ガラス・ 土石製品	81,500	636.58	51,881,961	704.00	57,376,000	1.26
25	日本	株式	SANKYO	機械	8,900	6,296.66	56,040,274	6,388.00	56,853,200	1.24
26	日本	株式	おきなわフィナンシャル グループ	銀行業	23,300	2,276.51	53,042,777	2,398.00	55,873,400	1.22
27	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	15,200	3,424.82	52,057,291	3,550.00	53,960,000	1.18
28	日本	株式	SMC	機械	700	75,656.87	52,959,809	74,450.00	52,115,000	1.14
29	日本	株式	住友商事	卸売業	16,500	3,231.91	53,326,628	3,100.00	51,150,000	1.12
30	日本	株式	キャノン	電気機器	12,700	3,783.85	48,054,920	3,807.00	48,348,900	1.06

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.42
		建設業	0.96
		食料品	3.93
		繊維製品	1.54
		化学	5.02
		医薬品	3.97
		ゴム製品	1.40
		ガラス・土石製品	1.99
		鉄鋼	0.45
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.34
		機械	5.43
		電気機器	18.51
		輸送用機器	7.67
		精密機器	1.92
		その他製品	3.44
		電気・ガス業	0.83
		陸運業	2.23
		海運業	0.35
		空運業	1.01
		情報・通信業	10.25
		卸売業	6.60
		小売業	4.71
		銀行業	6.57
		証券、商品先物取引業	0.67
		保険業	2.13
		その他金融業	1.11
不動産業	2.28		
サービス業	2.06		
合計			99.07

## II. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	6,297	42,688.53	268,809,725	55,717.46	350,852,905	7.46
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	12,421	24,666.58	306,383,595	27,850.64	345,932,873	7.36
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	8,002	16,430.66	131,478,145	21,519.28	172,197,298	3.66
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体 製造装置	2,339	46,043.20	107,695,056	70,799.49	165,600,026	3.52
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2,175	35,718.89	77,688,587	48,856.65	106,263,222	2.26
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	4,650	15,682.07	72,921,645	19,852.97	92,316,354	1.96
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部品	2,388	27,094.70	64,702,158	35,905.66	85,742,739	1.82
8	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,595	48,471.33	77,311,773	52,752.53	84,140,299	1.79
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	4,135	15,445.29	63,866,280	20,060.34	82,949,539	1.76
10	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST	—	1,200	66,926.14	80,311,378	66,859.49	80,231,391	1.71
11	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	850	54,485.02	46,312,270	87,044.85	73,988,123	1.57
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,092	20,778.04	64,245,730	22,695.84	70,175,545	1.49
13	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体 製造装置	448	96,073.47	43,040,918	138,367.86	61,988,805	1.32
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,440	23,850.34	58,194,834	22,370.81	54,584,795	1.16
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,455	34,362.90	49,998,028	37,389.60	54,401,877	1.16
16	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	614	71,505.43	43,904,336	78,679.50	48,309,218	1.03
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品 流通・小売り	545	75,716.04	41,265,246	86,456.57	47,118,831	1.00
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・ パーソナル用品	2,000	22,211.98	44,423,964	22,226.68	44,453,378	0.95
19	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・ タバコ	5,130	9,216.87	47,282,579	8,563.88	43,932,736	0.93
20	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品 流通・小売り	1,890	22,086.97	41,744,378	22,954.68	43,384,356	0.92
21	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・ サービス	474	63,521.00	30,108,955	90,799.54	43,038,985	0.92
22	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	609	50,117.04	30,521,280	70,180.33	42,739,823	0.91

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
23	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	9,530	4,409.15	42,019,282	4,457.69	42,481,802	0.90
24	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	900	44,176.88	39,759,198	45,741.71	41,167,540	0.88
25	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,590	17,027.76	44,101,910	15,051.14	38,982,462	0.83
26	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	1,450	27,096.17	39,289,457	24,584.22	35,647,121	0.76
27	アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	2,110	16,763.03	35,370,012	16,232.11	34,249,765	0.73
28	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	920	40,383.95	37,153,236	36,686.61	33,751,683	0.72
29	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	72	393,600.50	28,339,236	459,783.47	33,104,410	0.70
30	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	3,800	11,265.56	42,809,136	8,583.00	32,615,420	0.69

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.71
		素材	2.68
		資本財	5.21
		商業・専門サービス	1.68
		運輸	1.05
		自動車・自動車部品	1.86
		耐久消費財・アパレル	1.18
		消費者サービス	2.53
		メディア・娯楽	8.21
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.60
		生活必需品流通・小売り	2.04
		食品・飲料・タバコ	2.84
		家庭用品・パーソナル用品	1.40
		ヘルスケア機器・サービス	4.94
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.40
		銀行	3.33
		金融サービス	6.86
		保険	1.78
		ソフトウェア・サービス	11.81
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.04
電気通信サービス	0.93		
公益事業	2.54		
半導体・半導体製造装置	7.07		
投資信託受益証券	—	—	1.71
投資証券	—	—	2.26
合計			99.64



### Ⅲ. 明治安田欧州株式マザーファンド

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	23,174	4,407.55	102,140,693	4,770.95	110,562,213	4.71
2	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	7,060	10,402.10	73,438,873	14,932.40	105,422,772	4.49
3	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体 製造装置	882	106,376.94	93,824,467	101,622.09	89,630,685	3.82
4	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	5,300	18,838.26	99,842,808	16,709.35	88,559,570	3.77
5	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	6,077	13,119.75	79,728,754	14,300.63	86,904,931	3.70
6	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,001	48,339.63	96,727,614	39,847.58	79,735,016	3.40
7	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・ サービス	3,210	17,951.83	57,625,395	23,344.65	74,936,344	3.19
8	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	5,027	14,802.39	74,411,622	13,707.35	68,906,867	2.94
9	フランス	株式	SCOR SE	保険	12,631	3,774.48	47,675,567	4,615.95	58,304,138	2.48
10	フランス	株式	CAPGEMINI SE	ソフトウェア・ サービス	1,863	27,322.64	50,902,091	30,452.71	56,733,400	2.42
11	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,909	21,281.07	61,906,650	18,743.78	54,525,682	2.32
12	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	739	74,023.12	54,703,088	73,407.87	54,248,423	2.31
13	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・ タバコ	10,264	6,840.21	70,207,940	5,119.41	52,545,686	2.24
14	フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	素材	1,798	23,431.87	42,130,504	28,063.97	50,459,032	2.15
15	フランス	株式	VINCI SA	資本財	2,775	16,537.00	45,890,200	18,108.50	50,251,091	2.14
16	オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	銀行	21,895	1,804.06	39,500,040	2,062.15	45,150,986	1.92
17	イギリス	株式	HISCOX LTD	保険	23,278	2,090.73	48,668,237	1,900.16	44,231,990	1.89
18	イギリス	株式	RELX PLC	商業・ 専門サービス	7,635	4,444.92	33,936,992	5,691.14	43,451,903	1.85
19	スペイン	株式	AMADEUS IT GROUP SA	消費者 サービス	3,852	9,756.81	37,583,267	10,307.56	39,704,753	1.69
20	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	9,921	5,853.69	58,074,530	3,995.57	39,640,083	1.69
21	オランダ	株式	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	メディア・娯楽	10,021	3,685.65	36,933,981	3,906.92	39,151,315	1.67
22	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	20,164	1,948.74	39,294,417	1,916.04	38,635,115	1.65

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
23	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・ パーソナル用品	547	60,944.18	33,336,468	69,748.09	38,152,207	1.63
24	フランス	株式	AXA SA	保険	8,082	4,496.43	36,340,215	4,593.34	37,123,409	1.58
25	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	22,594	2,337.36	52,810,501	1,595.98	36,059,735	1.54
26	オランダ	株式	WOLTERS KLUWER	商業・ 専門サービス	1,714	16,285.05	27,912,581	20,342.18	34,866,504	1.49
27	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	17,968	1,576.92	28,334,271	1,933.79	34,746,411	1.48
28	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	130,160	328.83	42,801,606	262.13	34,119,689	1.45
29	ドイツ	株式	DEUTSCHE BOERSE AG	金融サービス	1,186	26,387.50	31,295,579	28,110.81	33,339,427	1.42
30	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	耐久消費財・ アパレル	298	125,624.09	37,435,980	111,522.65	33,233,751	1.42

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.71
		素材	8.62
		資本財	6.64
		商業・専門サービス	4.67
		耐久消費財・アパレル	1.42
		消費者サービス	1.69
		メディア・娯楽	3.00
		食品・飲料・タバコ	6.01
		家庭用品・パーソナル用品	1.63
		ヘルスケア機器・サービス	1.32
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20.15
		銀行	5.61
		金融サービス	3.38
		保険	12.19
		ソフトウェア・サービス	6.79
		公益事業	4.80
半導体・半導体製造装置	5.02		
合計			97.65

## IV. 明治安田日本債券マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第372回 利付国債10年	1,937,000,000	100.38	1,944,528,800	101.19	1,960,147,150	0.8	2033/9/20	5.33
2	日本	国債 証券	第185回 利付国債20年	1,242,000,000	92.73	1,151,770,800	94.52	1,173,988,080	1.1	2043/6/20	3.19
3	日本	国債 証券	第55回 利付国債30年	1,227,000,000	86.70	1,063,845,300	85.15	1,044,790,500	0.8	2047/6/20	2.84
4	日本	社債 券	第15回みずほ フィナンシャル グループ 無担保永久社債 (劣後特約付)	900,000,000	100.00	900,000,000	99.39	894,514,500	1.785	9999/99/99	2.43
5	日本	社債 券	第2回かんぼ生命 無担保社債 (劣後特約付)	900,000,000	94.58	851,275,000	94.76	852,845,400	1.05	2051/1/28	2.32
6	日本	国債 証券	第361回 利付国債10年	833,000,000	97.22	809,886,700	97.67	813,624,420	0.1	2030/12/20	2.21
7	日本	国債 証券	第454回 利付国債2年	798,400,000	100.12	799,429,710	100.14	799,541,712	0.1	2025/11/1	2.17
8	日本	社債 券	第3回野村ホール ディングス無担保 永久社債 (劣後特約付)	800,000,000	99.21	793,717,600	98.57	788,576,000	1.3	9999/99/99	2.14
9	日本	国債 証券	第171回 利付国債20年	907,000,000	86.80	787,285,070	86.83	787,584,380	0.3	2039/12/20	2.14
10	日本	国債 証券	第46回 利付国債30年	777,000,000	101.84	791,316,910	100.24	778,880,340	1.5	2045/3/20	2.12
11	日本	国債 証券	第80回 利付国債30年	704,000,000	102.00	718,109,450	102.79	723,648,640	1.8	2053/9/20	1.97
12	日本	社債 券	第3回 パナソニック 無担保社債 (劣後特約付)	800,000,000	86.25	690,045,600	89.60	716,812,000	1	2081/10/14	1.95
13	日本	国債 証券	第64回 利付国債30年	912,000,000	75.66	690,019,200	74.28	677,479,200	0.4	2049/9/20	1.84
14	フランス	社債 券	第9回ビー・ ピー・シー・ イー・エス・エー 円貨社債 (劣後特約付)	700,000,000	94.52	661,672,000	96.28	673,983,100	1.1	2031/12/16	1.83
15	日本	社債 券	第2回 パナソニック 無担保社債 (劣後特約付)	700,000,000	92.73	649,128,400	95.68	669,796,400	0.885	2081/10/14	1.82
16	日本	国債 証券	第75回 利付国債30年	726,000,000	96.30	699,184,420	91.69	665,698,440	1.3	2052/6/20	1.81
17	日本	国債 証券	第176回 利付国債20年	728,000,000	88.61	645,098,810	87.71	638,528,800	0.5	2041/3/20	1.74
18	日本	社債 券	第4回損害保険 ジャパン 無担保社債 (劣後特約付)	600,000,000	104.36	626,208,000	101.25	607,500,000	2.5	2083/2/13	1.65

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
19	日本	社債券	第26回SBIホールディングス無担保社債	600,000,000	98.71	592,260,000	99.13	594,786,000	0.8	2026/7/24	1.62
20	日本	社債券	第62回電源開発無担保社債	600,000,000	94.00	564,006,000	90.51	543,066,000	0.805	2036/10/20	1.48
21	日本	国債証券	第60回利付国債30年	620,000,000	91.81	569,239,140	85.81	532,071,600	0.9	2048/9/20	1.45
22	日本	国債証券	第168回利付国債20年	582,000,000	93.33	543,209,700	89.60	521,477,820	0.4	2039/3/20	1.42
23	日本	社債券	第35回SBIホールディングス無担保社債	500,000,000	100.00	500,000,000	99.10	495,535,000	1.15	2028/6/6	1.35
24	日本	社債券	第4回DMG森精機無担保永久社債(劣後特約付)	500,000,000	95.58	477,942,000	96.74	483,731,500	0.9	9999/99/99	1.31
25	日本	社債券	第18回光通信無担保社債	500,000,000	94.89	474,474,000	94.52	472,630,000	1.79	2033/3/23	1.28
26	日本	社債券	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	94.60	473,009,000	93.23	466,170,500	1.3	2079/12/13	1.27
27	日本	国債証券	第174回利付国債20年	518,000,000	87.13	451,333,400	86.98	450,597,840	0.4	2040/9/20	1.22
28	日本	国債証券	第178回利付国債20年	484,000,000	84.74	410,152,080	86.92	420,721,840	0.5	2041/9/20	1.14
29	日本	国債証券	第74回利付国債30年	489,000,000	89.51	437,725,610	85.08	416,041,200	1	2052/3/20	1.13
30	日本	社債券	第1回商船三井無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	100.45	401,804,800	100.55	402,229,200	1.6	2056/4/27	1.09

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	48.03
特殊債券	0.38
社債券	50.51
合計	98.93

V. 明治安田外国債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%	823,000	13,423.58	110,476,098	13,580.99	111,771,591	2.625	2029/2/15	9.03
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%	480,000	14,755.09	70,824,441	14,550.73	69,843,543	4	2028/6/30	5.64
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.75%	520,000	12,458.57	64,784,564	12,728.44	66,187,934	0.75	2028/1/31	5.35
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%	428,000	13,458.37	57,601,848	13,807.34	59,095,436	1.625	2026/2/15	4.78
5	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 3.02%	2,700,000	2,093.78	56,532,290	2,113.33	57,059,997	3.02	2031/5/27	4.61
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.625%	445,000	11,534.07	51,326,620	11,600.14	51,620,651	0.625	2030/8/15	4.17
7	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0.5%	230,000	14,762.77	33,954,393	14,965.84	34,421,432	0.5	2028/2/15	2.78
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.875%	270,000	12,203.80	32,950,285	11,355.41	30,659,614	2.875	2043/5/15	2.48
9	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	1,450,000	2,043.06	29,624,462	2,055.71	29,807,911	2.37	2027/1/20	2.41
10	イタリア	国債 証券	BTPS 0.35%	190,000	15,169.01	28,821,136	15,585.71	29,612,858	0.35	2025/2/1	2.39
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%	283,000	10,696.40	30,270,812	9,785.89	27,694,096	2.375	2051/5/15	2.24
12	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV' T 2.15%	170,000	15,567.94	26,465,513	15,868.35	26,976,208	2.15	2025/10/31	2.18
13	ノルウェー	社債券	DNB BANK ASA 1.535%	200,000	13,105.70	26,211,403	13,202.55	26,405,100	1.535	2027/5/25	2.13
14	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.75%	235,000	11,775.59	27,672,638	10,847.93	25,492,636	1.75	2049/1/22	2.06
15	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.25%	130,000	18,646.93	24,241,014	18,818.52	24,464,082	4.25	2027/12/7	1.98
16	フランス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 0%	186,000	12,135.34	22,571,734	12,714.06	23,648,165	0	2032/5/25	1.91
17	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.375%	180,000	11,901.17	21,422,123	11,852.92	21,335,261	1.375	2031/11/15	1.72
18	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%	195,000	11,249.70	21,936,926	10,422.43	20,323,752	2.5	2045/2/15	1.64
19	イタリア	国債 証券	BTPS 0.45%	123,000	13,150.14	16,174,678	13,818.79	16,997,119	0.45	2029/2/15	1.37
20	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	130,000	13,413.20	17,437,170	13,068.54	16,989,111	2.75	2032/8/15	1.37
21	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%	130,000	13,929.13	18,107,878	12,967.43	16,857,668	3.75	2043/11/15	1.36
22	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER 4.875%	100,000	16,368.39	16,368,393	16,551.54	16,551,545	4.875	2031/10/18	1.34
23	デンマーク	社債券	DANSKE BANK A/S 4.75%	100,000	16,266.48	16,266,480	16,526.51	16,526,511	4.75	2030/6/21	1.34

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
24	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 2.75%	100,000	15,939.58	15,939,584	16,163.92	16,163,921	2.75	2029/2/25	1.31
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	115,000	13,863.71	15,943,275	13,967.05	16,062,112	2.75	2027/4/30	1.30
26	フランス	社債券	CRED MUTUEL HOME 0.625%	100,000	14,350.16	14,350,163	14,850.84	14,850,844	0.625	2027/3/4	1.20
27	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0347 0.9%	97,000	14,157.15	13,732,445	14,669.95	14,229,855	0.9	2029/6/22	1.15
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	135,000	10,506.31	14,183,522	9,885.86	13,345,913	1.875	2041/2/15	1.08
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	90,000	14,608.02	13,147,220	14,254.29	12,828,869	3.75	2030/5/31	1.04
30	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.3%	80,000	15,989.48	12,791,591	16,028.73	12,822,989	2.3	2033/2/15	1.04

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	91.99
社債券	6.35
合計	98.34

②投資不動産物件

I. 明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

II. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

III. 明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

IV. 明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

V. 明治安田外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

I. 明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

II. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

III. 明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

IV. 明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

V. 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ポーランドズロチ	買建	481,200.00	17,703,540	17,779,137	1.43
	ニュージーランドドル	買建	394,200.00	35,357,620	35,603,473	2.87
	カナダドル	売建	164,400.00	17,702,542	17,720,840	△1.43
	ユーロ	売建	185,700.00	29,930,375	29,895,583	△2.41
	イギリスポンド	売建	29,700.00	5,494,458	5,526,195	△0.44
	人民元	売建	40,770.00	841,737	839,792	△0.06

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

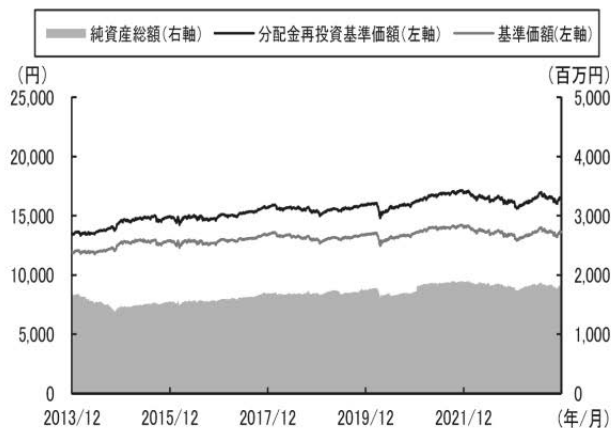
《参考情報》

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

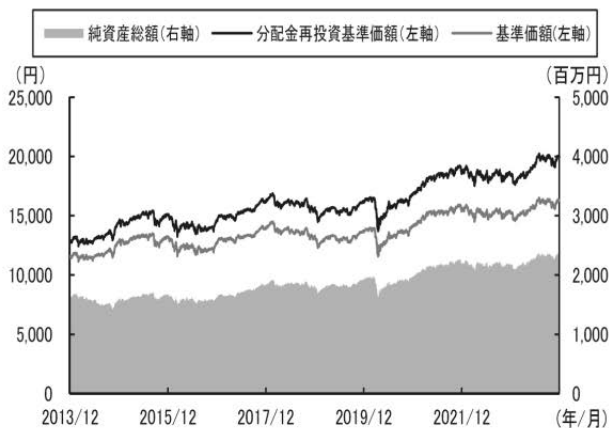
2023年11月30日現在

**基準価額・純資産の推移**

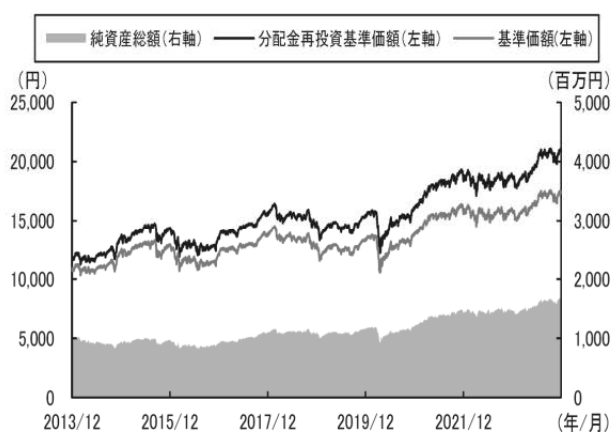
◆**明治安田ライフプランファンド 20**



◆**明治安田ライフプランファンド 50**



◆**明治安田ライフプランファンド 70**



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

	プラン 20	プラン 50	プラン 70
基準価額	13,649 円	16,321 円	17,435 円
純資産総額	1,827 百万円	2,352 百万円	1,674 百万円

**分配の推移**

分配金の推移			
	プラン 20	プラン 50	プラン 70
2023年 5月	40 円	200 円	250 円
2022年 5月	30 円	50 円	50 円
2021年 5月	140 円	200 円	210 円
2020年 5月	70 円	80 円	80 円
2019年 5月	50 円	60 円	60 円
設定来累計	2,210 円	2,400 円	2,160 円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額



## 主要な資産の状況

### 資産の組入れ比率

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

#### ◆ 明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	15.14
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.54
明治安田欧州株式マザーファンド	2.53
明治安田日本債券マザーファンド	61.70
明治安田外国債券マザーファンド	15.09
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆ 明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	30.14
明治安田アメリカ株式マザーファンド	9.96
明治安田欧州株式マザーファンド	9.99
明治安田日本債券マザーファンド	31.90
明治安田外国債券マザーファンド	15.01
その他の資産（負債控除後）	2.99
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆ 明治安田ライフプランファンド 70

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	40.12
明治安田アメリカ株式マザーファンド	14.89
明治安田欧州株式マザーファンド	14.93
明治安田日本債券マザーファンド	17.06
明治安田外国債券マザーファンド	10.01
その他の資産（負債控除後）	2.99
合計（純資産総額）	100.00

### 組入資産上位 10 銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

#### 【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.27
2	ジェイフロンティア	食料品	3.24
3	三菱商事	卸売業	2.91
4	MTG	その他製品	2.87
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.51
6	ソニーグループ	電気機器	2.44
7	キーエンス	電気機器	2.36
8	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.96
9	村田製作所	電気機器	1.91
10	日立製作所	電気機器	1.82

#### 【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	7.46
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.36
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	3.66
4	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.52
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.26
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.96
7	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.82
8	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	金融サービス	1.79
9	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.76
10	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	—	1.71

【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	4.71
2	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.49
3	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	3.82
4	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	3.77
5	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.70
6	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.40
7	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	3.19
8	SANOFI	フランス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.94
9	SCOR SE	フランス	保険	2.48
10	CAPGEMINI SE	フランス	ソフトウェア・サービス	2.42

【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	第 372 回利付国債 10 年	0.8	2033 年 9 月 20 日	国債証券	5.33
2	第 185 回利付国債 20 年	1.1	2043 年 6 月 20 日	国債証券	3.19
3	第 55 回利付国債 30 年	0.8	2047 年 6 月 20 日	国債証券	2.84
4	第15回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債 (劣後特約付) *	1.785	2028 年 12 月 15 日	社債券	2.43
5	第 2 回かんぼ生命無担保社債 (劣後特約付) *	1.05	2031 年 1 月 28 日	社債券	2.32
6	第 361 回利付国債 10 年	0.1	2030 年 12 月 20 日	国債証券	2.21
7	第 454 回利付国債 2 年	0.1	2025 年 11 月 1 日	国債証券	2.17
8	第3回野村ホールディングス無担保永久社債 (劣後特約付) *	1.3	2026 年 7 月 15 日	社債券	2.14
9	第 171 回利付国債 20 年	0.3	2039 年 12 月 20 日	国債証券	2.14
10	第 46 回利付国債 30 年	1.5	2045 年 3 月 20 日	国債証券	2.12

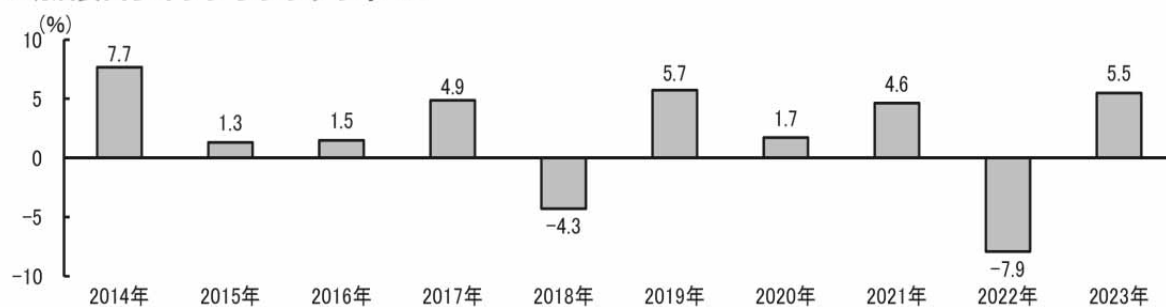
\* 繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券マザーファンド】

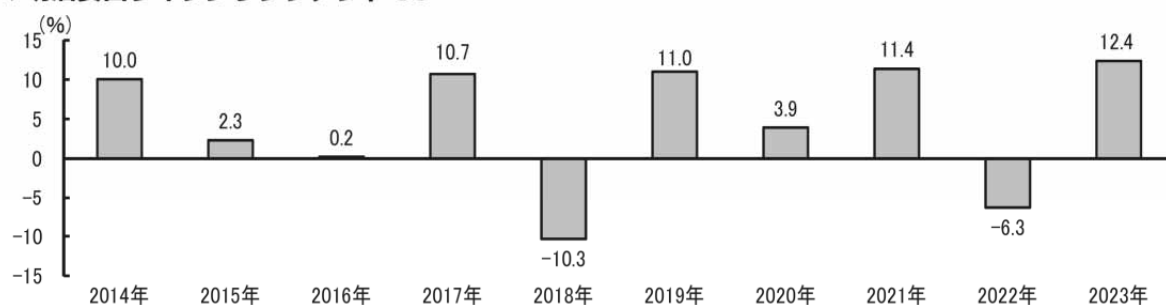
	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	比率 (%)
1	US TREASURY N/B 2.625%	2.625	2029 年 2 月 15 日	アメリカ	国債証券	9.03
2	US TREASURY N/B 4%	4	2028 年 6 月 30 日	アメリカ	国債証券	5.64
3	US TREASURY N/B 0.75%	0.75	2028 年 1 月 31 日	アメリカ	国債証券	5.35
4	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2026 年 2 月 15 日	アメリカ	国債証券	4.78
5	CHINA GOVT BOND 3.02%	3.02	2031 年 5 月 27 日	中国	国債証券	4.61
6	US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2030 年 8 月 15 日	アメリカ	国債証券	4.17
7	DEUTSCHLAND REP 0.5%	0.5	2028 年 2 月 15 日	ドイツ	国債証券	2.78
8	US TREASURY N/B 2.875%	2.875	2043 年 5 月 15 日	アメリカ	国債証券	2.48
9	CHINA GOVT BOND 2.37%	2.37	2027 年 1 月 20 日	中国	国債証券	2.41
10	BTPS 0.35%	0.35	2025 年 2 月 1 日	イタリア	国債証券	2.39

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

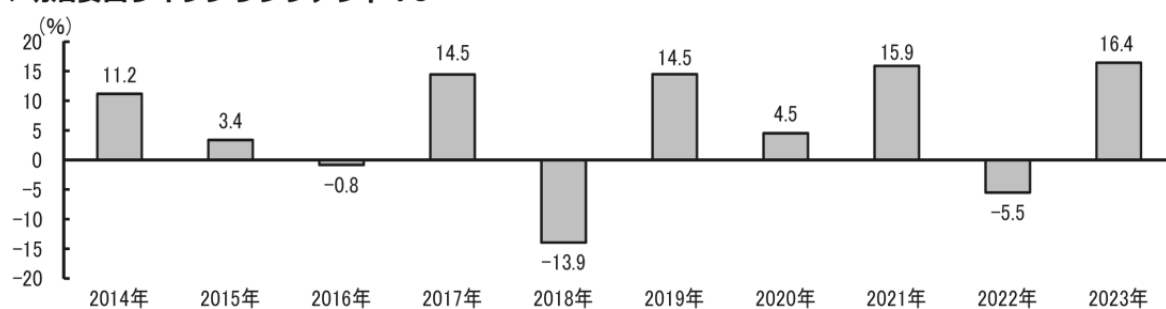
### ◆明治安田ライフプランファンド 20



### ◆明治安田ライフプランファンド 50



### ◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2023年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### (2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### (3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### (4) 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチング※が可能です。

※スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

■確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしてください。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

## 2 【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

### (1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### (2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

### (3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

### (4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

### (5) 信託財産留保額

ありません。

### (6) 解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

### (7) 解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問合わせください。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ■基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

##### ■組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

#### (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

## (5) 【その他】

### ①信託の終了

#### 1. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託

会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ②信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

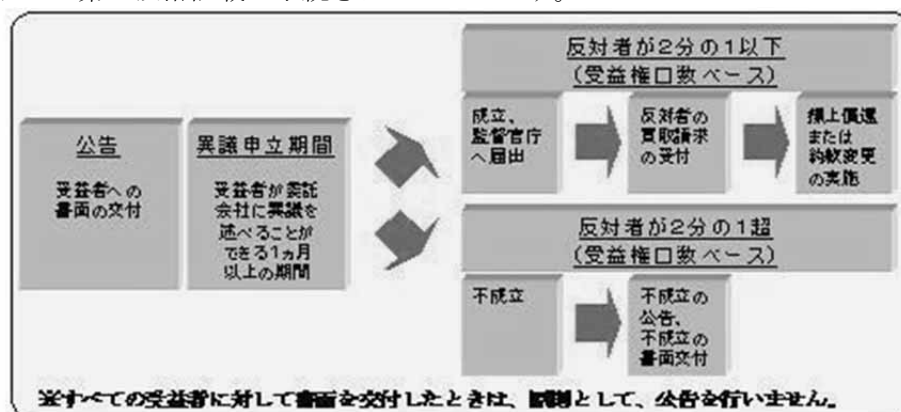
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



## ③関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

## ④運用にかかる報告

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。



#### ⑤公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。
- ④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

##### (4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2022年5月21日から2023年5月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

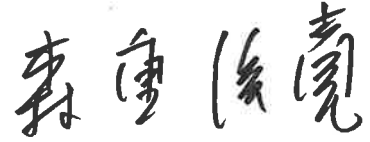
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2022年5月21日から2023年5月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2023年5月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【明治安田ライフプランファンド20】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 2022年5月20日現在	第23期 2023年5月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	68,137,305	-
コール・ローン	-	71,225,693
親投資信託受益証券	1,787,750,685	1,787,655,018
未収入金	-	7,360,000
流動資産合計	1,855,887,990	1,866,240,711
資産合計	1,855,887,990	1,866,240,711
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,063,175	5,394,228
未払解約金	101,118	9,395,149
未払受託者報酬	503,513	491,571
未払委託者報酬	8,257,591	8,061,809
未払利息	-	160
その他未払費用	43,872	42,116
流動負債合計	12,969,269	23,385,033
負債合計	12,969,269	23,385,033
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,354,391,965	1,348,557,159
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	488,526,756	494,298,519
(分配準備積立金)	181,893,781	171,369,502
元本等合計	1,842,918,721	1,842,855,678
純資産合計	1,842,918,721	1,842,855,678
負債純資産合計	1,855,887,990	1,866,240,711

## ( 2 )【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 22 期		第 23 期	
	自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日		自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日	
営業収益				
有価証券売買等損益		7,606,839		31,424,333
営業収益合計		7,606,839		31,424,333
営業費用				
支払利息		-		1,034
受託者報酬		1,028,735		1,001,576
委託者報酬		16,871,307		16,425,849
その他費用		149,319		144,118
営業費用合計		18,049,361		17,572,577
営業利益又は営業損失( )		25,656,200		13,851,756
経常利益又は経常損失( )		25,656,200		13,851,756
当期純利益又は当期純損失( )		25,656,200		13,851,756
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		1,428,397		1,992,440
期首剰余金又は期首欠損金( )		505,103,342		488,526,756
剰余金増加額又は欠損金減少額		55,754,116		41,916,694
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		55,754,116		41,916,694
剰余金減少額又は欠損金増加額		41,182,930		46,594,899
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		41,182,930		46,594,899
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		4,063,175		5,394,228
期末剰余金又は期末欠損金( )		488,526,756		494,298,519

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は2022年5月21日から2023年5月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2022年5月20日現在		第23期 2023年5月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,354,391,965口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,348,557,159口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3607円 (13,607円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3665円 (13,665円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日		第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	4,958,153円	A 費用控除後の配当等収益額	11,492,186円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	394,958,122円	C 収益調整金額	409,287,178円
D 分配準備積立金額	180,998,803円	D 分配準備積立金額	165,271,544円
E 当ファンドの分配対象収益額	580,915,078円	E 当ファンドの分配対象収益額	586,050,908円
F 当ファンドの期末残存口数	1,354,391,965口	F 当ファンドの期末残存口数	1,348,557,159口
G 10,000口当たり収益分配対象額	4,289円	G 10,000口当たり収益分配対象額	4,345円
H 10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額	40円
I 収益分配金金額	4,063,175円	I 収益分配金金額	5,394,228円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日	第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売	同左



3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>買目的で保有しております。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第22期 2022年5月20日現在	第23期 2023年5月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日	第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,907,830	27,423,995
合計	11,907,830	27,423,995

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
該当事項はありません。	同左

( その他の注記 )

元本の移動

( 単位 : 円 )

	第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
期首元本額	1,320,176,326 円	1,354,391,965 円
期中追加設定元本額	141,672,822 円	123,599,606 円
期中一部解約元本額	107,457,183 円	129,434,412 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	143,113,010	277,496,126	
	明治安田日本債券マザーファンド	758,043,071	1,142,977,342	
	明治安田欧州株式マザーファンド	14,669,536	46,361,601	
	明治安田外国債券マザーファンド	85,777,114	274,366,676	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	8,870,715	46,453,273	
	合計	1,010,473,446	1,787,655,018	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

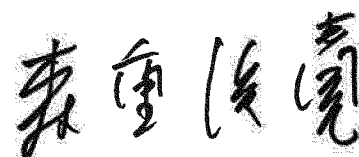
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2022年5月21日から2023年5月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2023年5月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【明治安田ライフプランファンド50】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 2022年5月20日現在	第23期 2023年5月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	85,071,230	-
コール・ローン	-	110,708,582
親投資信託受益証券	2,075,888,398	2,196,706,014
流動資産合計	2,160,959,628	2,307,414,596
資産合計	2,160,959,628	2,307,414,596
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	7,155,085	28,825,724
未払解約金	128,623	223,284
未払受託者報酬	824,355	836,835
未払委託者報酬	12,718,590	12,911,171
未払利息	-	248
その他未払費用	75,062	75,277
流動負債合計	20,901,715	42,872,539
負債合計	20,901,715	42,872,539
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,431,017,050	1,441,286,234
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	709,040,863	823,255,823
(分配準備積立金)	412,297,899	472,368,995
元本等合計	2,140,057,913	2,264,542,057
純資産合計	2,140,057,913	2,264,542,057
負債純資産合計	2,160,959,628	2,307,414,596

## ( 2 )【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 22 期		第 23 期	
	自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日		自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日	
営業収益				
有価証券売買等損益		27,492,898		165,737,616
営業収益合計		27,492,898		165,737,616
営業費用				
支払利息		-		1,356
受託者報酬		1,684,503		1,685,915
委託者報酬		25,989,433		26,011,179
その他費用		224,552		223,138
営業費用合計		27,898,488		27,921,588
営業利益又は営業損失( )		405,590		137,816,028
経常利益又は経常損失( )		405,590		137,816,028
当期純利益又は当期純損失( )		405,590		137,816,028
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		4,557,395		2,653,038
期首剰余金又は期首欠損金( )		696,587,817		709,040,863
剰余金増加額又は欠損金減少額		85,778,612		71,012,862
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		85,778,612		71,012,862
剰余金減少額又は欠損金増加額		61,207,496		63,135,168
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		61,207,496		63,135,168
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		7,155,085		28,825,724
期末剰余金又は期末欠損金( )		709,040,863		823,255,823

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2022年5月21日から2023年5月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2022年5月20日現在		第23期 2023年5月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,431,017,050 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,441,286,234 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4955 円 (14,955 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5712 円 (15,712 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日		第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	7,303,074 円	A 費用控除後の配当等収益額	31,430,647 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	92,508,811 円
C 収益調整金額	630,827,821 円	C 収益調整金額	673,684,430 円
D 分配準備積立金額	412,149,910 円	D 分配準備積立金額	377,255,261 円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,050,280,805 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,174,879,149 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,431,017,050 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,441,286,234 口
G 10,000口当たり収益分配対象額	7,339 円	G 10,000口当たり収益分配対象額	8,151 円
H 10,000口当たり分配金額	50 円	H 10,000口当たり分配金額	200 円
I 収益分配金金額	7,155,085 円	I 収益分配金金額	28,825,724 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日	第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売	同左



<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

	<p>第 22 期 2022 年 5 月 20 日現在</p>	<p>第 23 期 2023 年 5 月 22 日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

<p>種類</p>	<p>第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日</p>	<p>第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日</p>
	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>
<p>親投資信託受益証券</p>	<p>18,801,325</p>	<p>152,603,126</p>
<p>合計</p>	<p>18,801,325</p>	<p>152,603,126</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
該当事項はありません。	同左

( その他の注記 )

元本の移動

( 単位 : 円 )

	第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
期首元本額	1,392,564,118 円	1,431,017,050 円
期中追加設定元本額	160,355,240 円	137,514,135 円
期中一部解約元本額	121,902,308 円	127,244,951 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	352,297,491	683,104,835	
	明治安田日本債券マザーファンド	476,753,159	718,848,413	
	明治安田欧州株式マザーファンド	71,884,954	227,185,208	
	明治安田外国債券マザーファンド	105,155,272	336,349,653	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	44,153,361	231,217,905	
	合計	1,050,244,237	2,196,706,014	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

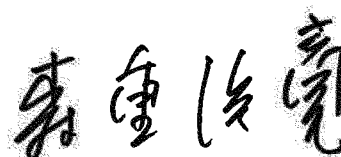
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2022年5月21日から2023年5月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2023年5月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【明治安田ライフプランファンド70】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 2022年5月20日現在	第23期 2023年5月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	56,544,140	-
コール・ローン	-	80,103,148
親投資信託受益証券	1,368,825,837	1,493,180,409
未収入金	680,000	1,580,000
流動資産合計	1,426,049,977	1,574,863,557
資産合計	1,426,049,977	1,574,863,557
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,649,287	23,397,885
未払解約金	167,452	1,634,749
未払受託者報酬	621,845	648,055
未払委託者報酬	9,405,350	9,801,802
未払利息	-	180
その他未払費用	80,665	83,454
流動負債合計	14,924,599	35,566,125
負債合計	14,924,599	35,566,125
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	929,857,597	935,915,422
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	481,267,781	603,382,010
(分配準備積立金)	264,132,569	343,509,029
元本等合計	1,411,125,378	1,539,297,432
純資産合計	1,411,125,378	1,539,297,432
負債純資産合計	1,426,049,977	1,574,863,557

## ( 2 )【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 22 期		第 23 期	
	自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日		自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日	
営業収益				
有価証券売買等損益		30,086,722		164,404,572
営業収益合計		30,086,722		164,404,572
営業費用				
支払利息		-		958
受託者報酬		1,255,638		1,300,851
委託者報酬		18,991,433		19,675,252
その他費用		209,998		216,440
営業費用合計		20,457,069		21,193,501
営業利益又は営業損失( )		9,629,653		143,211,071
経常利益又は経常損失( )		9,629,653		143,211,071
当期純利益又は当期純損失( )		9,629,653		143,211,071
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		5,382,066		6,737,025
期首剰余金又は期首欠損金( )		447,214,652		481,267,781
剰余金増加額又は欠損金減少額		89,264,503		73,164,307
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		89,264,503		73,164,307
剰余金減少額又は欠損金増加額		54,809,674		64,126,239
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		54,809,674		64,126,239
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		4,649,287		23,397,885
期末剰余金又は期末欠損金( )		481,267,781		603,382,010

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は2022年5月21日から2023年5月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2022年5月20日現在		第23期 2023年5月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	929,857,597口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	935,915,422口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5176円 (15,176円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6447円 (16,447円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日		第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	5,518,046円	A 費用控除後の配当等収益額	24,748,758円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	110,611,558円
C 収益調整金額	590,597,266円	C 収益調整金額	629,118,390円
D 分配準備積立金額	263,263,810円	D 分配準備積立金額	231,546,598円
E 当ファンドの分配対象収益額	859,379,122円	E 当ファンドの分配対象収益額	996,025,304円
F 当ファンドの期末残存口数	929,857,597口	F 当ファンドの期末残存口数	935,915,422口
G 10,000口当たり収益分配対象額	9,242円	G 10,000口当たり収益分配対象額	10,642円
H 10,000口当たり分配金額	50円	H 10,000口当たり分配金額	250円
I 収益分配金金額	4,649,287円	I 収益分配金金額	23,397,885円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2021年5月21日 至2022年5月20日	第23期 自2022年5月21日 至2023年5月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売	同左



3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>買目的で保有しております。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 22 期 2022 年 5 月 20 日現在	第 23 期 2023 年 5 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  2. 時価の算定方法	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,597,143	151,863,354
合計	22,597,143	151,863,354

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
該当事項はありません。	同左

( その他の注記 )

元本の移動

( 単位 : 円 )

	第 22 期 自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	第 23 期 自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
期首元本額	877,040,292 円	929,857,597 円
期中追加設定元本額	159,494,605 円	129,369,470 円
期中一部解約元本額	106,677,300 円	123,311,645 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	318,149,335	616,891,560	
	明治安田日本債券マザーファンド	171,826,947	259,080,670	
	明治安田欧州株式マザーファンド	73,127,948	231,113,566	
	明治安田外国債券マザーファンド	47,551,098	152,096,942	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	44,684,185	233,997,671	
合計		655,339,513	1,493,180,409	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年5月22日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	25,517,498
株式	4,297,581,370
未収入金	230,710,806
未収配当金	44,001,380
流動資産合計	4,597,811,054
資産合計	4,597,811,054
負債の部	
流動負債	
未払金	220,865,530
未払解約金	8,850,000
未払利息	57
その他未払費用	1,267
流動負債合計	229,716,854
負債合計	229,716,854
純資産の部	
元本等	
元本	2,252,734,258
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,115,359,942
元本等合計	4,368,094,200
純資産合計	4,368,094,200
負債純資産合計	4,597,811,054

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

2023年5月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年5月21日
期首元本額	2,320,866,136円
期末元本額	2,252,734,258円
期中追加設定元本額	118,311,363円
期中一部解約元本額	186,443,241円
元本の内訳	
明治安田日本株式ファンド	584,364,399円
明治安田ライフプランファンド20	143,113,010円
明治安田ライフプランファンド50	352,297,491円
明治安田ライフプランファンド70	318,149,335円
楽天資産形成ファンド	831,586,267円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	5,840,449円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	5,473,303円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	11,910,004円
2. 1口当たり純資産額	1.9390円
(10,000口当たり純資産額)	(19,390円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大林組	3,500	1,155.00	4,042,500	
住友林業	800	3,165.00	2,532,000	
日本電設工業	14,600	1,937.00	28,280,200	
江崎グリコ	10,500	3,765.00	39,532,500	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	7,700	1,623.00	12,497,100	
アリアケジャパン	5,100	5,540.00	28,254,000	
日本たばこ産業	8,400	3,103.00	26,065,200	
ジェイフロンティア	24,600	2,356.00	57,957,600	
ワールド	44,100	1,586.00	69,942,600	
信越化学工業	16,700	4,268.00	71,275,600	
東京応化工業	1,400	7,760.00	10,864,000	
恵和	36,800	1,158.00	42,614,400	
資生堂	5,800	6,932.00	40,205,600	
プレミアアンチエイジング	18,500	1,170.00	21,645,000	
アクシージア	24,000	1,216.00	29,184,000	
武田薬品工業	1,300	4,553.00	5,918,900	
アステラス製薬	11,600	2,309.00	26,784,400	
エーザイ	4,200	8,445.00	35,469,000	
第一三共	17,600	4,875.00	85,800,000	
大塚ホールディングス	5,600	5,088.00	28,492,800	
ヘリオス	81,200	299.00	24,278,800	
ENEOSホールディングス	46,600	473.70	22,074,420	
住友ゴム工業	21,700	1,317.00	28,578,900	
藤倉コンポジット	43,600	883.00	38,498,800	
太平洋セメント	5,800	2,451.00	14,215,800	
アジアパイルホールディングス	75,800	624.00	47,299,200	
Mipox	41,000	625.00	25,625,000	
日本製鉄	8,800	2,865.00	25,212,000	
愛知製鋼	4,500	2,706.00	12,177,000	

リョービ	26,400	1,547.00	40,840,800
アマダ	9,200	1,371.00	12,613,200
ソディック	11,600	735.00	8,526,000
ハーモニック・ドライブ・システムズ	1,800	5,050.00	9,090,000
クボタ	13,100	2,035.50	26,665,050
ダイキン工業	2,400	27,880.00	66,912,000
SANKYO	2,600	5,870.00	15,262,000
セガサミーホールディングス	35,100	2,770.00	97,227,000
IHI	4,400	3,420.00	15,048,000
イビデン	5,000	6,480.00	32,400,000
日立製作所	8,700	8,258.00	71,844,600
安川電機	9,200	5,840.00	53,728,000
ニデック	3,800	7,424.00	28,211,200
SEMITEC	15,500	1,889.00	29,279,500
沖電気工業	3,900	823.00	3,209,700
ルネサスエレクトロニクス	26,600	2,083.00	55,407,800
ソニーグループ	10,300	13,610.00	140,183,000
日本電波工業	18,500	1,292.00	23,902,000
ヒロセ電機	1,800	19,340.00	34,812,000
日置電機	1,100	9,560.00	10,516,000
シスメックス	1,800	9,664.00	17,395,200
レーザーテック	2,600	21,320.00	55,432,000
ファナック	16,600	4,776.00	79,281,600
日本ケミコン	20,500	1,954.00	40,057,000
SCREENホールディングス	2,800	13,180.00	36,904,000
東京エレクトロン	3,300	18,660.00	61,578,000
トヨタ紡織	3,000	2,278.00	6,834,000
デンソー	3,200	8,656.00	27,699,200
日産自動車	114,200	522.30	59,646,660
トヨタ自動車	70,300	1,950.00	137,085,000
アイシン	7,500	4,000.00	30,000,000
SUBARU	4,200	2,346.00	9,853,200
テイ・エス テック	13,100	1,858.00	24,339,800
トプコン	15,400	1,845.00	28,413,000
オリンパス	19,100	2,300.50	43,939,550
シード	69,700	590.00	41,123,000

MTG	78,000	1,529.00	119,262,000
任天堂	12,200	6,060.00	73,932,000
北陸電力	37,400	710.00	26,554,000
東北電力	24,300	768.00	18,662,400
東急	15,200	1,968.00	29,913,600
東日本旅客鉄道	5,500	8,170.00	44,935,000
京阪ホールディングス	1,400	3,795.00	5,313,000
ピーイングホールディングス	13,100	2,010.00	26,331,000
商船三井	3,900	3,170.00	12,363,000
スカイマーク	38,300	1,258.00	48,181,400
出前館	3,500	433.00	1,515,500
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	10,900	1,590.00	17,331,000
勤次郎	12,000	1,225.00	14,700,000
ビジョナル	2,400	7,220.00	17,328,000
ハイブリッドテクノロジーズ	6,800	772.00	5,249,600
ソースネクスト	20,800	208.00	4,326,400
コアコンセプト・テクノロジー	10,100	2,819.00	28,471,900
システムサポート	18,600	1,891.00	35,172,600
J D S C	31,900	937.00	29,890,300
大塚商会	1,400	5,330.00	7,462,000
A C C E S S	28,900	878.00	25,374,200
j i g . j p	18,900	322.00	6,085,800
日本電信電話	17,600	4,204.00	73,990,400
ソフトバンクグループ	10,800	5,218.00	56,354,400
円谷フィールズホールディングス	18,600	2,519.00	46,853,400
I D O M	36,500	876.00	31,974,000
丸紅	24,600	1,991.00	48,978,600
三井物産	15,300	4,426.00	67,717,800
住友商事	28,300	2,674.00	75,674,200
ジーンズホールディングス	6,800	3,190.00	21,692,000
ゴルフダイジェスト・オンライン	48,100	855.00	41,125,500
T O K Y O B A S E	119,700	488.00	58,413,600
ウイルプラスホールディングス	27,500	1,151.00	31,652,500
コジマ	60,900	566.00	34,469,400
青山商事	21,500	1,149.00	24,703,500
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	7,700	881.00	6,783,700



楽天銀行	18,300	1,896.00	34,696,800	
おきなわフィナンシャルグループ	18,300	2,173.00	39,765,900	
十六フィナンシャルグループ	8,700	3,035.00	26,404,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	118,200	923.50	109,157,700	
山陰合同銀行	37,100	785.00	29,123,500	
みずほフィナンシャルグループ	5,300	2,061.50	10,925,950	
野村ホールディングス	30,300	501.80	15,204,540	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	64,500	363.00	23,413,500	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	10,900	4,794.00	52,254,600	
第一生命ホールディングス	12,000	2,530.50	30,366,000	
オリックス	16,500	2,382.50	39,311,250	
S R Eホールディングス	3,600	3,935.00	14,166,000	
ティーケーピー	2,700	2,653.00	7,163,100	
三井不動産	9,500	2,734.50	25,977,750	
住友不動産	14,400	3,249.00	46,785,600	
L I F U L L	194,200	238.00	46,219,600	
ベネフィット・ワン	18,800	1,611.00	30,286,800	
リクルートホールディングス	12,900	4,414.00	56,940,600	
日本郵政	26,300	1,035.00	27,220,500	
C S - C	31,500	514.00	16,191,000	
トリドリ	7,100	2,351.00	16,692,100	
合 計	2,670,600		4,297,581,370	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年5月22日現在

資産の部	
流動資産	
預金	3,041,539
コール・ローン	15,801,071
株式	4,096,213,994
投資信託受益証券	59,554,873
投資証券	85,098,923
未収配当金	5,074,632
流動資産合計	4,264,785,032
資産合計	4,264,785,032
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,400,000
未払利息	35
その他未払費用	678
流動負債合計	5,400,713
負債合計	5,400,713
純資産の部	
元本等	
元本	813,365,430
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	3,446,018,889
元本等合計	4,259,384,319
純資産合計	4,259,384,319
負債純資産合計	4,264,785,032

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。</p>
<p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 投資信託受益証券についての受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年5月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年5月21日
期首元本額	797,702,852円
期末元本額	813,365,430円
期中追加設定元本額	101,803,622円
期中一部解約元本額	86,141,044円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	314,867,208円
明治安田ライフプランファンド20	8,870,715円
明治安田ライフプランファンド50	44,153,361円
明治安田ライフプランファンド70	44,684,185円
フコク株25大河	22,868,508円

フコク株50大河	58,645,738 円
フコク株75大河	84,783,799 円
楽天資産形成ファンド	222,354,824 円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	9,382,855 円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	368,801 円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	692,125 円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,693,311 円
2. 1口当たり純資産額	5.2367 円
(10,000口当たり純資産額)	(52,367 円)

(注) \* は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORP	1,050	155.23	162,991.50	
	CONOCOPHILLIPS	230	102.60	23,598.00	
	COTERRA ENERGY INC	540	25.63	13,840.20	
	DEVON ENERGY CORP	260	49.20	12,792.00	
	EOG RESOURCES INC	80	114.59	9,167.20	
	EXXON MOBIL CORP	3,260	106.26	346,407.60	
	HALLIBURTON CO	1,220	30.17	36,807.40	
	KINDER MORGAN INC	950	16.52	15,694.00	
	MARATHON PETROLEUM CORP	1,210	110.31	133,475.10	
	ONEOK INC	2,600	58.52	152,152.00	
	PHILLIPS 66	110	94.94	10,443.40	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	430	208.94	89,844.20	
	SCHLUMBERGER LTD	1,330	45.27	60,209.10	
	TARGA RESOURCES CORP	1,980	70.22	139,035.60	
	VALERO ENERGY CORP	390	111.27	43,395.30	
	WILLIAMS COS INC	650	29.24	19,006.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	390	278.91	108,774.90	
	AMCOR PLC	1,150	10.23	11,764.50	
	CELANESE CORP-SERIES A	970	107.38	104,158.60	
	CORTEVA INC	910	56.97	51,842.70	
	DOW INC	300	51.95	15,585.00	
	INTERNATIONAL PAPER CO	410	31.96	13,103.60	
	LINDE PLC	430	371.49	159,740.70	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,300	90.89	118,157.00	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	180	129.45	23,301.00	
	SEALED AIR CORP	470	42.35	19,904.50	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	620	232.77	144,317.40	
3M CO	1,220	99.03	120,816.60		
ALLEGION PLC	80	109.30	8,744.00		
BOEING CO/THE	80	205.49	16,439.20		

CATERPILLAR INC	140	214.78	30,069.20
CUMMINS INC	70	216.68	15,167.60
DEERE & CO	40	363.55	14,542.00
EATON CORP PLC	1,050	174.15	182,857.50
EMERSON ELECTRIC CO	100	82.49	8,249.00
FASTENAL CO	330	55.00	18,150.00
FORTIVE CORP	400	65.70	26,280.00
GENERAL DYNAMICS CORP	50	210.65	10,532.50
GENERAL ELECTRIC CO	1,780	104.26	185,582.80
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	430	197.35	84,860.50
ILLINOIS TOOL WORKS	640	228.04	145,945.60
LOCKHEED MARTIN CORP	240	454.49	109,077.60
NORTHROP GRUMMAN CORP	115	443.31	50,980.65
PACCAR INC	1,290	71.75	92,557.50
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	640	96.13	61,523.20
SNAP-ON INC	460	260.86	119,995.60
TRANE TECHNOLOGIES PLC	720	173.28	124,761.60
MW GRAINGER INC	230	681.78	156,809.40
AUTOMATIC DATA PROCESSING	940	216.18	203,209.20
CINTAS CORP	40	470.48	18,819.20
COSTAR GROUP INC	770	78.50	60,445.00
LEIDOS HOLDINGS INC	100	78.40	7,840.00
PAYCHEX INC	1,100	108.11	118,921.00
REPUBLIC SERVICES INC	110	145.09	15,959.90
ROBERT HALF INTL INC	140	68.36	9,570.40
ROLLINS INC	2,110	41.05	86,615.50
WASTE MANAGEMENT INC	100	165.36	16,536.00
CSX CORP	4,110	32.31	132,794.10
EXPEDITORS INTL WASH INC	140	114.57	16,039.80
OLD DOMINION FREIGHT LINE	30	301.41	9,042.30
UNION PACIFIC CORP	160	198.97	31,835.20
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	1,900	47.54	90,326.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	440	170.93	75,209.20
APTIV PLC	130	94.37	12,268.10
BORGWARNER INC	2,790	46.15	128,758.50
TESLA INC	2,418	180.14	435,578.52

DR HORTON INC	120	110.19	13,222.80
GARMIN LTD	460	104.00	47,840.00
NIKE INC -CL B	1,810	114.76	207,715.60
NVR INC	15	5,846.52	87,697.80
BOOKING HOLDINGS INC	83	2,765.26	229,516.58
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	79	2,106.22	166,391.38
DARDEN RESTAURANTS INC	190	161.41	30,667.90
DOMINO'S PIZZA INC	40	312.46	12,498.40
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	150	144.18	21,627.00
LAS VEGAS SANDS CORP	240	60.49	14,517.60
MCDONALD'S CORP	545	295.55	161,074.75
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	560	14.15	7,924.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	280	79.60	22,288.00
STARBUCKS CORP	1,210	105.51	127,667.10
WYNN RESORTS LTD	100	110.28	11,028.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	160	78.59	12,574.40
ALPHABET INC-CL A	5,300	122.76	650,628.00
ALPHABET INC-CL C	4,460	123.25	549,695.00
COMCAST CORP-CLASS A	3,740	41.18	154,013.20
FOX CORP - CLASS A	480	31.34	15,043.20
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	1,630	38.58	62,885.40
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,500	245.64	368,460.00
NETFLIX INC	550	365.36	200,948.00
OMNICOM GROUP	780	93.30	72,774.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	1,090	137.43	149,798.70
WALT DISNEY CO/THE	1,580	91.35	144,333.00
AMAZON.COM INC	6,342	116.25	737,257.50
AUTOZONE INC	41	2,653.18	108,780.38
EBAY INC	340	43.48	14,783.20
ETSY INC	110	89.10	9,801.00
GENUINE PARTS CO	90	164.77	14,829.30
HOME DEPOT INC	910	290.88	264,700.80
LOWE'S COS INC	60	206.27	12,376.20
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	173	954.30	165,093.90
ROSS STORES INC	120	104.76	12,571.20
TJX COMPANIES INC	1,150	79.35	91,252.50

ULTA BEAUTY INC	154	491.05	75,621.70
COSTCO WHOLESALE CORP	461	496.52	228,895.72
DOLLAR GENERAL CORP	50	215.08	10,754.00
KROGER CO	370	49.64	18,366.80
TARGET CORP	160	152.28	24,364.80
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	440	31.28	13,763.20
WALMART INC	2,020	149.91	302,818.20
ALTRIA GROUP INC	2,250	45.30	101,925.00
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	2,290	73.23	167,696.70
COCA-COLA CO/THE	5,380	62.83	338,025.40
CONAGRA BRANDS INC	240	35.84	8,601.60
GENERAL MILLS INC	710	87.63	62,217.30
KRAFT HEINZ CO/THE	380	39.07	14,846.60
MOLSON COORS BREWING CO -B	240	62.61	15,026.40
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	940	77.06	72,436.40
PEPSICO INC	1,480	191.84	283,923.20
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,470	93.19	136,989.30
TYSON FOODS INC-CL A	180	49.96	8,992.80
COLGATE-PALMOLIVE CO	730	79.93	58,348.90
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	200	199.88	39,976.00
KIMBERLY-CLARK CORP	120	145.03	17,403.60
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,060	153.17	315,530.20
ABBOTT LABORATORIES	1,440	108.93	156,859.20
BECTON DICKINSON AND CO	50	251.88	12,594.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	230	53.64	12,337.20
CARDINAL HEALTH INC	560	85.93	48,120.80
CENTENE CORP	160	65.40	10,464.00
CVS HEALTH CORPORATION	330	69.38	22,895.40
DAVITA INC	120	100.33	12,039.60
ELEVANCE HEALTH INC	241	457.83	110,337.03
HCA HEALTHCARE INC	540	282.47	152,533.80
HENRY SCHEIN INC	1,400	76.92	107,688.00
HUMANA INC	124	513.52	63,676.48
IDEXX LABORATORIES INC	90	488.10	43,929.00
INTUITIVE SURGICAL INC	50	313.61	15,680.50
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	60	216.82	13,009.20



MCKESSON CORP	450	397.67	178,951.50
MEDTRONIC PLC	1,210	89.33	108,089.30
MOLINA HEALTHCARE INC	70	285.17	19,961.90
QUEST DIAGNOSTICS INC	80	131.49	10,519.20
STRYKER CORP	510	285.37	145,538.70
THE CIGNA GROUP	70	255.13	17,859.10
UNITEDHEALTH GROUP INC	796	478.82	381,140.72
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	80	134.63	10,770.40
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	270	135.00	36,450.00
ABBVIE INC	640	145.11	92,870.40
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,020	128.87	131,447.40
AMGEN INC	500	223.42	111,710.00
BIOGEN INC	50	308.48	15,424.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	820	65.84	53,988.80
CHARLES RIVER LABORATORIES	60	198.33	11,899.80
DANAHER CORP	280	228.33	63,932.40
ELI LILLY & CO	940	442.38	415,837.20
GILEAD SCIENCES INC	260	78.84	20,499.70
JOHNSON & JOHNSON	3,030	158.91	481,497.30
MERCK & CO. INC.	2,930	115.49	338,385.70
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	101	1,386.47	140,033.47
PFIZER INC	2,350	36.77	86,409.50
REGENERON PHARMACEUTICALS	30	759.05	22,771.50
REVVITY INC	50	119.09	5,954.50
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	200	527.38	105,476.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	40	341.70	13,668.00
VIATRIS INC	1,360	9.33	12,688.80
WATERS CORP	460	267.48	123,040.80
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	410	351.39	144,069.90
ZOETIS INC	930	179.55	166,981.50
BANK OF AMERICA CORP	9,950	28.11	279,694.50
CITIGROUP INC	730	45.71	33,368.30
CITIZENS FINANCIAL GROUP	400	26.18	10,472.00
COMERICA INC	530	38.34	20,320.20
JPMORGAN CHASE & CO	3,172	139.18	441,478.96
M & T BANK CORP	790	121.61	96,071.90

US BANCORP	1,220	30.11	36,734.20
WELLS FARGO & CO	2,360	40.03	94,470.80
AMERICAN EXPRESS CO	520	152.95	79,534.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	50	303.87	15,193.50
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	3,400	40.89	139,026.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,285	330.39	424,551.15
BLACKROCK INC	25	666.70	16,667.50
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	170	97.93	16,648.10
CBOE GLOBAL MARKETS INC	640	138.97	88,940.80
CME GROUP INC	550	181.82	100,001.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	180	100.74	18,133.20
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	160	396.19	63,390.40
FISERV INC	1,140	119.54	136,275.60
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	80	233.65	18,692.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	80	326.15	26,092.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	400	108.03	43,212.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	210	148.80	31,248.00
MASTERCARD INC - A	740	385.57	285,321.80
MORGAN STANLEY	420	82.24	34,540.80
S&P GLOBAL INC	309	365.42	112,914.78
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,310	51.67	119,357.70
SYNCHRONY FINANCIAL	430	30.02	12,908.60
VISA INC-CLASS A SHARES	1,760	233.31	410,625.60
ALLSTATE CORP	90	117.78	10,600.20
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	250	53.85	13,462.50
AON PLC	50	327.12	16,356.00
ASSURANT INC	70	128.98	9,028.60
BROWN & BROWN INC	400	66.36	26,544.00
CHUBB LTD	470	201.18	94,554.60
GLOBE LIFE INC	360	108.28	38,980.80
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	610	71.23	43,450.30
METLIFE INC	3,040	51.58	156,803.20
PROGRESSIVE CORP	480	135.06	64,828.80
TRAVELERS COS INC/THE	120	183.72	22,046.40
WR BERKLEY CORP	270	57.65	15,565.50
ACCENTURE PLC-CL A	280	289.91	81,174.80

ADOBE INC	55	371.25	20,418.75
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	190	87.27	16,581.30
AUTODESK INC	440	200.89	88,391.60
CADENCE DESIGN SYS INC	800	216.71	173,368.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	690	61.55	42,469.50
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	150	63.01	9,451.50
EPAM SYSTEMS INC	140	247.50	34,650.00
FORTINET INC	2,460	69.63	171,289.80
GARTNER INC	120	330.77	39,692.40
GEN DIGITAL INC	1,970	16.20	31,914.00
INTL BUSINESS MACHINES CORP	280	127.26	35,632.80
INTUIT INC	70	446.03	31,222.10
MICROSOFT CORP	6,687	318.34	2,128,739.58
ORACLE CORP	420	102.84	43,192.80
PAYCOM SOFTWARE INC	400	285.36	114,144.00
SALESFORCE INC	120	210.36	25,243.20
SERVICENOW INC	444	510.30	226,573.20
SYNOPSYS INC	410	408.50	167,485.00
APPLE INC	13,725	175.16	2,404,071.00
ARISTA NETWORKS INC	680	143.91	97,858.80
CISCO SYSTEMS INC	1,960	49.13	96,294.80
F5 INC	90	142.53	12,827.70
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	800	14.33	11,464.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	570	157.19	89,598.30
MOTOROLA SOLUTIONS INC	580	297.45	172,521.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	40	280.80	11,232.00
AT&T INC	12,200	16.31	198,982.00
T-MOBILE US INC	510	139.03	70,905.30
VERIZON COMMUNICATIONS INC	470	36.05	16,943.50
AMEREN CORPORATION	550	84.12	46,266.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	1,230	86.56	106,468.80
CMS ENERGY CORP	930	58.63	54,525.90
DOMINION ENERGY INC	240	52.12	12,508.80
DUKE ENERGY CORP	190	92.51	17,576.90
EDISON INTERNATIONAL	210	68.24	14,330.40
ENERGY CORP	320	100.55	32,176.00

	EVERSOURCE ENERGY	730	73.17	53,414.10	
	NEXTERA ENERGY INC	3,560	74.48	265,148.80	
	P G & E CORP	680	16.61	11,294.80	
	SEMPRA ENERGY	100	145.82	14,582.00	
	SOUTHERN CO	1,920	71.41	137,107.20	
	WEC ENERGY GROUP INC	1,600	89.92	143,872.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,480	105.82	156,613.60	
	ANALOG DEVICES INC	150	190.53	28,579.50	
	APPLIED MATERIALS INC	170	126.95	21,581.50	
	BROADCOM INC	584	682.25	398,434.00	
	ENPHASE ENERGY INC	460	162.37	74,690.20	
	INTEL CORP	450	29.93	13,468.50	
	KLA CORPORATION	310	423.64	131,328.40	
	LAM RESEARCH CORP	62	588.86	36,509.32	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	310	77.87	24,139.70	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	70	432.02	30,241.40	
	NVIDIA CORP	1,793	312.64	560,563.52	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	460	174.96	80,481.60	
	ON SEMICONDUCTOR	290	84.36	24,464.40	
	QUALCOMM INC	1,010	105.86	106,918.60	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	760	170.11	129,283.60	
	米ドル 小計	243,849		29,743,058.34 (4,096,213,994)	
	合 計	243,849		4,096,213,994 (4,096,213,994)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST	1,033	432,434.46	
	投資信託受益証券 小計		1,033	432,434.46 (59,554,873)	
	投資証券	AMERICAN TOWER CORP INC CL-A	70	13,351.10	
		BOSTON PROPERTIES INC	160	7,852.80	

	CROWN CASTLE INC	430	48,624.40	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	2,830	56,317.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	8,680	148,167.60	
	PROLOGIS INC	150	18,459.00	
	PUBLIC STORAGE	180	51,282.00	
	REALTY INCOME CORP	1,830	109,745.10	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	160	16,857.60	
	VICI PROPERTIES INC	4,660	147,256.00	
	投資証券 小計	19,150	617,912.60 (85,098,923)	
米ドル合計		20,183	1,050,347.06 (144,653,796)	
	合計		144,653,796 (144,653,796)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 267 銘柄	96.2%			96.6%
	投資信託受 益証券 1 銘柄		1.4%		1.4%
	投資証券 10 銘柄			2.0%	2.0%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年5月22日現在

資産の部	
流動資産	
預金	67,044,227
コール・ローン	40,668,294
株式	2,203,035,741
未収配当金	4,618,208
流動資産合計	2,315,366,470
資産合計	2,315,366,470
負債の部	
流動負債	
未払金	61,366,112
未払解約金	1,360,000
未払利息	91
その他未払費用	1,635
流動負債合計	62,727,838
負債合計	62,727,838
純資産の部	
元本等	
元本	712,766,061
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,539,872,571
元本等合計	2,252,638,632
純資産合計	2,252,638,632
負債純資産合計	2,315,366,470

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年5月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年5月21日
期首元本額	796,422,356円
期末元本額	712,766,061円
期中追加設定元本額	92,092,488円
期中一部解約元本額	175,748,783円
元本の内訳	
欧州厳選株式ファンド	110,575,918円
明治安田欧州株式ファンド	156,211,518円
明治安田ライフプランファンド20	14,669,536円
明治安田ライフプランファンド50	71,884,954円
明治安田ライフプランファンド70	73,127,948円
フコク株25大河	25,224,508円
フコク株50大河	66,123,544円
フコク株75大河	92,121,528円
楽天資産形成ファンド	90,770,602円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	7,437,596円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	618,202円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,163,628円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,836,579円
2. 1口当たり純資産額	3.1604円
(10,000口当たり純資産額)	(31,604円)

(注) \* は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ICON PLC	721	212.78	153,414.38	
	米ドル 小計	721		153,414.38 (21,128,228)	
ユーロ	AIR LIQUIDE SA	1,811	162.92	295,048.12	
	CRH PLC	3,456	46.15	159,494.40	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	2,967	55.40	164,371.80	
	VINCI SA	2,795	110.90	309,965.50	
	WOLTERS KLUWER	1,726	108.75	187,702.50	
	DEUTSCHE POST AG-REG	4,901	42.23	206,969.23	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,883	120.20	226,336.60	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	421	874.30	368,080.30	
	AMADEUS IT GROUP SA	2,500	67.70	169,250.00	
	PUBLICIS GROUPE	2,512	71.60	179,859.20	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	17,906	19.02	340,661.65	
	L'OREAL	551	421.60	232,301.60	
	BAYER AG-REG	3,213	54.59	175,397.67	
	SANOFI	5,063	101.62	514,502.06	
	AIB GROUP PLC	36,823	3.93	145,008.97	
	ING GROEP NV-CVA	22,052	12.02	265,065.04	
	DEUTSCHE BOERSE AG	1,937	168.95	327,256.15	
	EDENRED	3,021	60.02	181,320.42	
	AXA SA	5,503	27.76	152,790.79	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	653	339.50	221,693.50	
	SCOR SE	12,721	26.19	333,162.99	
CAPGEMINI SA	924	164.10	151,628.40		
SAP SE	2,558	124.48	318,419.84		
RWE AG	5,050	41.16	207,858.00		
ASML HOLDING NV	629	643.40	404,698.60		
	ユーロ 小計	143,576		6,238,843.33 (929,650,044)	



イギリスポンド	SHELL PLC	23,341	24.09	562,284.69	
	ANGLO AMERICAN PLC	6,680	23.50	156,980.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	2,217	63.18	140,070.06	
	ASHTREAD GROUP PLC	2,197	49.78	109,366.66	
	BAE SYSTEMS PLC	23,622	9.85	232,818.43	
	BODYCOTE PLC	21,897	6.91	151,417.75	
	RELX PLC	7,689	25.01	192,301.89	
	DIAGEO PLC	10,338	35.48	366,792.24	
	ASTRAZENECA PLC	4,150	120.10	498,415.00	
	BARCLAYS PLC	212,810	1.59	339,261.70	
	3I GROUP PLC	5,266	19.29	101,607.47	
	CONDUIT HOLDINGS LTD	26,608	5.01	133,306.08	
	HISCOX LTD	23,445	11.67	273,603.15	
	PRUDENTIAL PLC	27,673	11.78	325,987.94	
	NATIONAL GRID PLC	20,308	11.03	223,997.24	
SSE PLC	10,582	18.68	197,671.76		
イギリスポンド 小計		428,823		4,005,882.06	(687,809,949)
スイスフラン	NESTLE SA-REG	6,297	113.82	716,724.54	
	ALCON INC	2,839	73.42	208,439.38	
	LONZA GROUP AG-REG	261	578.00	150,858.00	
	NOVARTIS AG-REG	6,121	90.51	554,011.71	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,015	288.25	580,823.75	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	745	428.10	318,934.50	
スイスフラン 小計		18,278		2,529,791.88	(387,943,584)
スウェーデンクローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	10,232	168.20	1,721,022.40	
	スウェーデンクローナ 小計		10,232		1,721,022.40
ノルウェークローネ	TOMRA SYSTEMS ASA	10,493	172.55	1,810,567.15	
	ノルウェークローネ 小計		10,493		1,810,567.15
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	1,870	537.40	1,004,938.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	1,697	357.40	606,507.80	
	NOVO NORDISK A/S-B	3,555	1,150.00	4,088,250.00	

	ORSTED A/S	1,330	637.60	848,008.00
	デンマーククローネ 小計	8,452		6,547,703.80 (131,019,553)
	合 計	620,575		2,203,035,741 (2,203,035,741)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 1 銘柄	0.9%	1.0%
ユーロ	株式 25 銘柄	41.3%	42.3%
イギリスポンド	株式 16 銘柄	30.5%	31.2%
スイスフラン	株式 6 銘柄	17.2%	17.6%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	1.0%	1.0%
デンマーククローネ	株式 4 銘柄	5.8%	5.9%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年5月22日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	381,503,512
国債証券	21,486,814,510
特殊債券	354,551,967
社債券	14,501,569,080
未収入金	1,417,228,070
未収利息	82,057,742
前払費用	18,726,547
流動資産合計	38,242,451,428
資産合計	38,242,451,428
負債の部	
流動負債	
未払金	1,405,482,870
未払解約金	910,000
未払利息	857
その他未払費用	20,490
流動負債合計	1,406,414,217
負債合計	1,406,414,217
純資産の部	
元本等	
元本	24,430,887,156
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	12,405,150,055
元本等合計	36,836,037,211
純資産合計	36,836,037,211
負債純資産合計	38,242,451,428

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年5月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年5月21日
期首元本額	20,321,724,265円
期末元本額	24,430,887,156円
期中追加設定元本額	4,204,044,081円
期中一部解約元本額	94,881,190円
元本の内訳	
明治安田日本債券ファンド	21,780,717,002円
明治安田ライフプランファンド20	758,043,071円
明治安田ライフプランファンド50	476,753,159円
明治安田ライフプランファンド70	171,826,947円
楽天資産形成ファンド	1,195,862,438円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,375,741円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	31,245,842円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	7,510,288円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,552,668円
2. 1口当たり純資産額	1.5078円
(10,000口当たり純資産額)	(15,078円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第448回利付国債2年	50,000,000	50,072,500	
	第8回利付国債40年	265,000,000	274,987,850	
	第10回利付国債40年	454,000,000	407,501,320	
	第13回利付国債40年	287,000,000	220,487,750	
	第14回利付国債40年	243,000,000	199,208,970	
	第359回利付国債10年	440,000,000	436,928,800	
	第362回利付国債10年	205,000,000	202,406,750	
	第363回利付国債10年	100,000,000	98,578,000	
	第370回利付国債10年	213,000,000	215,419,680	
	第32回利付国債30年	63,000,000	77,472,360	
	第44回利付国債30年	100,000,000	113,000,000	
	第46回利付国債30年	127,000,000	138,499,850	
	第48回利付国債30年	195,000,000	208,474,500	
	第50回利付国債30年	126,000,000	119,320,740	
	第55回利付国債30年	1,047,000,000	980,672,550	
	第60回利付国債30年	620,000,000	586,141,800	
	第64回利付国債30年	912,000,000	748,788,480	
	第66回利付国債30年	23,000,000	18,752,360	
	第67回利付国債30年	32,000,000	27,458,880	
	第68回利付国債30年	507,000,000	433,682,730	
	第69回利付国債30年	168,000,000	147,386,400	
	第70回利付国債30年	297,000,000	260,056,170	
	第71回利付国債30年	395,000,000	345,538,100	
	第74回利付国債30年	361,000,000	340,430,220	
	第75回利付国債30年	728,000,000	739,706,240	
	第77回利付国債30年	522,000,000	568,818,180	
第78回利付国債30年	1,121,000,000	1,166,389,290		
第149回利付国債20年	586,000,000	650,571,340		

第153回利付国債20年	603,000,000	656,443,890	
第154回利付国債20年	74,000,000	79,645,460	
第157回利付国債20年	495,000,000	469,849,050	
第160回利付国債20年	972,000,000	978,784,560	
第162回利付国債20年	582,000,000	575,918,100	
第165回利付国債20年	832,000,000	804,910,080	
第168回利付国債20年	582,000,000	549,681,540	
第169回利付国債20年	91,000,000	84,277,830	
第171回利付国債20年	907,000,000	833,904,870	
第172回利付国債20年	144,000,000	134,164,800	
第173回利付国債20年	174,000,000	161,600,760	
第174回利付国債20年	938,000,000	868,334,740	
第175回利付国債20年	536,000,000	503,073,520	
第176回利付国債20年	282,000,000	263,861,760	
第177回利付国債20年	806,000,000	738,747,360	
第178回利付国債20年	184,000,000	171,206,480	
第179回利付国債20年	445,000,000	413,049,000	
第180回利付国債20年	205,000,000	200,408,000	
第181回利付国債20年	611,000,000	606,551,920	
第182回利付国債20年	662,000,000	679,324,540	
第183回利付国債20年	550,000,000	592,812,000	
第184回利付国債20年	1,314,000,000	1,343,512,440	
国債証券 合計	22,176,000,000	21,486,814,510	
特殊債券			
第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	154,058,000	150,677,967	
第192回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	203,874,000	
特殊債券 合計	354,058,000	354,551,967	
社債券			
第9回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)	700,000,000	667,205,700	
第24回ルノー円貨社債	700,000,000	701,554,000	
第25回ルノー円貨社債	100,000,000	102,273,000	
アフラック変動利付ユーロ円債47/10/23	100,000,000	100,986,800	
第21回アサヒグループホールディングス無担保社債	200,000,000	202,534,000	
第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	603,705,000	
第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	380,141,200	
第2回住友化学無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	397,983,200	
第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	1,000,000,000	1,012,016,000	

第19回Zホールディングス無担保社債	200,000,000	198,028,000	
第18回楽天グループ無担保社債	400,000,000	289,184,000	
第19回楽天グループ無担保社債	200,000,000	131,610,000	
第20回楽天グループ無担保社債	200,000,000	114,898,000	
第8回日本製鉄無担保社債	100,000,000	102,088,000	
第4回DMG森精機無担保永久社債(劣後特約付)	500,000,000	481,252,000	
第1回NTN無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,192,400	
第1回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	292,114,800	
第2回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	565,920,000	
第3回パナソニック無担保社債(劣後特約付)	800,000,000	713,889,600	
第2回かんぼ生命無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	576,734,400	
第1回日本生命第7回劣後ローン流動化劣後債	100,000,000	95,000,300	
第10回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	402,285,600	
第11回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	304,035,000	
第17回みずほリース無担保社債	200,000,000	202,062,000	
第26回SBIホールディングス無担保社債	600,000,000	597,390,000	
第64回アイフル無担保社債	100,000,000	100,092,000	
第1回大和証券グループ本社無担保永久社債(劣後特約付)	400,000,000	395,117,200	
第3回野村ホールディングス無担保永久社債(劣後特約付)	800,000,000	783,260,000	
第4回損害保険ジャパン無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	528,361,500	
第112回近鉄グループホールディングス無担保社債	300,000,000	291,903,000	
第1回商船三井無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	403,851,200	
第16回光通信無担保社債	100,000,000	103,330,000	
第18回光通信無担保社債	400,000,000	385,900,000	
第30回光通信無担保社債	100,000,000	93,364,000	
第31回光通信無担保社債	400,000,000	352,096,000	
第3回東北電力無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	204,347,000	
第385回北海道電力(一般担保付)	200,000,000	200,318,000	
第64回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	101,679,000	
第16回JERA無担保社債	100,000,000	100,445,000	
第17回JERA無担保社債	200,000,000	202,110,000	
第51回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	100,413,000	
第55回ソフトバンクグループ無担保社債	138,000,000	137,525,280	
第56回ソフトバンクグループ無担保社債	300,000,000	293,967,000	

	第5回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	288,834,000	
	アフラック生命保険第1回劣後債	100,000,000	99,572,900	
社債券 合計		15,038,000,000	14,501,569,080	
	合計	37,568,058,000	36,342,935,557	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年5月22日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,462,575
コール・ローン	2,600,289
国債証券	1,113,491,266
社債券	51,236,222
派生商品評価勘定	150,862
未収入金	4,605,840
未収利息	6,575,456
前払費用	559,755
流動資産合計	1,180,682,265
資産合計	1,180,682,265
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	121,781
未払金	237,575
未払解約金	2,020,000
未払利息	5
その他未払費用	152
流動負債合計	2,379,513
負債合計	2,379,513
純資産の部	
元本等	
元本	368,380,267
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	809,922,485
元本等合計	1,178,302,752
純資産合計	1,178,302,752
負債純資産合計	1,180,682,265

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3.費用・収益の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2)為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年5月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年5月21日
期首元本額	376,771,657円
期末元本額	368,380,267円
期中追加設定元本額	30,150,769円
期中一部解約元本額	38,542,159円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	37,859,891円
明治安田ライフプランファンド20	85,777,114円
明治安田ライフプランファンド50	105,155,272円
明治安田ライフプランファンド70	47,551,098円
フコク株25大河	30,123,688円
フコク株50大河	50,552,055円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	4,284,008円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	3,582,845円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,667,854円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,826,442円
2. 1口当たり純資産額	3.1986円
(10,000口当たり純資産額)	(31,986円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.375%	865,000.00	846,753.90	
		US TREASURY N/B 0.5%	60,000.00	51,918.75	
		US TREASURY N/B 0.625%	315,000.00	253,771.87	
		US TREASURY N/B 0.75%	560,000.00	487,156.25	
		US TREASURY N/B 1.375%	180,000.00	149,906.25	
		US TREASURY N/B 1.625%	618,000.00	579,568.12	
		US TREASURY N/B 1.875%	135,000.00	97,316.01	
		US TREASURY N/B 2.375%	48,000.00	45,386.25	
		US TREASURY N/B 2.375%	305,000.00	222,173.43	
		US TREASURY N/B 2.5%	195,000.00	149,220.70	
		US TREASURY N/B 2.625%	823,000.00	773,684.28	
		US TREASURY N/B 2.75%	35,000.00	33,572.65	
		US TREASURY N/B 2.75%	80,000.00	74,031.25	
		US TREASURY N/B 2.875%	270,000.00	224,859.37	
		US TREASURY N/B 3.75%	130,000.00	123,835.15	
		US TREASURY N/B 3%	80,000.00	77,937.50	
			国債証券 小計		4,699,000.00
	社債券	ORACLE CORP 6.9%	20,000.00	21,307.53	
	社債券 小計		20,000.00	21,307.53 (2,934,473)	
米ドル合計			4,719,000.00	4,212,399.26 (580,131,626)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 0.25%	17,000.00	16,863.83	
		CANADA-GOV'T 0.75%	10,000.00	9,547.00	
		CANADA-GOV'T 1.0%	20,000.00	18,293.60	
		CANADA-GOV'T 1.25%	18,000.00	15,900.84	
		CANADA-GOV'T 1.5%	50,000.00	48,589.50	
		CANADA-GOV'T 2.25%	17,000.00	16,117.70	

		CANADA-GOV'T 2%	50,000.00	38,991.00
		CANADA-GOV'T 4%	24,000.00	26,474.16
		CANADA-GOV'T 5.75%	40,000.00	45,681.60
カナダドル合計			246,000.00	236,459.23 (24,137,758)
メキシコ ペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	1,470,000.00	1,401,650.88
メキシコペソ合計			1,470,000.00	1,401,650.88 (10,875,969)
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0291 5.5%	35,000.00	39,343.50
		BELGIAN 0338 0.5%	30,000.00	28,952.40
		BELGIAN 0347 0.9%	97,000.00	86,684.05
		BELGIAN 0348 1.7%	58,000.00	39,648.80
		BTPS 0.35%	190,000.00	180,500.00
		BTPS 0.45%	123,000.00	102,090.00
		BTPS 0%	70,000.00	67,881.10
		BTPS 1.1%	60,000.00	54,660.00
		BTPS 1.45%	92,000.00	65,393.60
		BTPS 1.65%	90,000.00	76,176.00
		BTPS 2.45%	100,000.00	67,010.00
		BUNDESOBL-178 0%	290,000.00	286,467.80
		BUNDESOBL-180 0%	12,000.00	11,520.00
		DEUTSCHLAND REP 0.5%	50,000.00	48,124.50
		DEUTSCHLAND REP 0.5%	150,000.00	137,199.00
		DEUTSCHLAND REP 0%	182,000.00	134,929.34
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	48,000.00	36,672.48
		FRANCE O.A.T. 0.5%	40,000.00	25,288.00
		FRANCE O.A.T. 0.75%	105,000.00	54,117.00
		FRANCE O.A.T. 0%	5,000.00	4,512.00
		FRANCE O.A.T. 0%	90,000.00	72,900.00
		FRANCE O.A.T. 0%	176,000.00	134,358.40
		FRANCE O.A.T. 1.75%	30,000.00	24,234.00
		FRANCE O.A.T. 3.25%	50,000.00	48,635.00
		IRISH GOVT 0.2%	62,000.00	51,379.40
		IRISH GOVT 2.4%	20,000.00	19,582.00
		IRISH GOVT 2%	22,000.00	17,307.40

		NETHERLANDS GOVT 0.5%	90,000.00	61,299.00	
		SPANISH GOV'T 0.8%	110,000.00	99,962.50	
		SPANISH GOV'T 1.5%	38,000.00	35,778.90	
		SPANISH GOV'T 2.15%	170,000.00	165,835.00	
		SPANISH GOV'T 3.45%	50,000.00	42,600.00	
		SPANISH GOV'T 4.2%	26,000.00	27,294.80	
		SPANISH GOV'T 4.65%	54,000.00	55,833.30	
		SPANISH GOV'T 4.8%	25,000.00	25,257.50	
	国債証券 小計		2,840,000.00	2,429,426.77	(362,008,882)
	社債券	CRED MUTUEL HOME 0.625%	100,000.00	90,510.00	
		RAIFFEISEN BK IN 4.75%	100,000.00	98,490.00	
	社債券 小計		200,000.00	189,000.00	(28,162,890)
ユーロ合計			3,040,000.00	2,618,426.77	(390,171,772)
イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 4.25%	30,000.00	30,423.00	
		UK TSY GILT 1.5%	65,000.00	60,333.00	
		UK TSY GILT 1.75%	235,000.00	139,660.50	
	国債証券 小計		330,000.00	230,416.50	(39,562,513)
	社債券	DEUTSCHE BANK AG 4%	100,000.00	94,070.00	
	社債券 小計		100,000.00	94,070.00	(16,151,819)
イギリスポンド合計			430,000.00	324,486.50	(55,714,332)
スウェー デンクロー ーナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	160,000.00	146,995.20	
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	70,000.00	78,540.70	
スウェーデンクローナ合計			230,000.00	225,535.90	(2,956,775)
ノルウェ ークロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	220,000.00	192,720.00	
ノルウェークローネ合計			220,000.00	192,720.00	(2,439,835)
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	200,000.00	166,800.00	
ポーランドズロチ合計			200,000.00	166,800.00	

				(5,475,143)	
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 0.5%	50,000.00	45,584.55	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	30,000.00	18,288.15	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	10,000.00	9,913.40	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	70,000.00	67,859.61	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	17,000.00	16,830.00	
	国債証券 小計		177,000.00	158,475.71	(14,541,731)
	社債券	AURIZON FINANCE 3%	50,000.00	43,450.75	
社債券 小計		50,000.00	43,450.75	(3,987,040)	
オーストラリアドル合計			227,000.00	201,926.46 (18,528,771)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	50,000.00	50,085.00	
シンガポールドル合計			50,000.00	50,085.00 (5,133,211)	
マレーシアリングット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.899%	205,000.00	208,383.52	
マレーシアリングット合計			205,000.00	208,383.52 (6,327,461)	
イスラエルシェケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	130,000.00	108,244.50	
イスラエルシェケル合計			130,000.00	108,244.50 (4,093,222)	
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	1,070,000.00	1,066,516.08	
		CHINA GOVT BOND 3.02%	1,890,000.00	1,929,053.07	
人民元合計			2,960,000.00	2,995,569.15 (58,741,613)	
合計				1,164,727,488 (1,164,727,488)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
----	-----	--------------	---------------

米ドル	国債証券	16 銘柄	49.0%	49.6%
	社債券	1 銘柄	0.2%	0.3%
カナダドル	国債証券	9 銘柄	2.0%	2.1%
メキシコペソ	国債証券	1 銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	国債証券	35 銘柄	30.7%	31.1%
	社債券	2 銘柄	2.4%	2.4%
イギリスポンド	国債証券	3 銘柄	3.4%	3.4%
	社債券	1 銘柄	1.4%	1.4%
スウェーデンクローナ	国債証券	2 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券	1 銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	1 銘柄	0.5%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券	5 銘柄	1.2%	1.2%
	社債券	1 銘柄	0.3%	0.3%
シンガポールドル	国債証券	1 銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券	1 銘柄	0.5%	0.5%
イスラエルシェケル	国債証券	1 銘柄	0.3%	0.4%
人民元	国債証券	2 銘柄	5.0%	5.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2023年5月22日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	11,869,365	-	11,974,340	104,975
	米ドル	11,869,365	-	11,974,340	104,975
	売建	16,074,529	-	16,150,423	75,894
	米ドル	1,353,496	-	1,348,589	4,907
	ユーロ	14,721,033	-	14,801,834	80,801
合計		27,943,894	-	28,124,763	29,081

(注) 時価の算定方法

### 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

\* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。



## 【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間計算期間(2023年5月23日から2023年11月22日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年1月26日

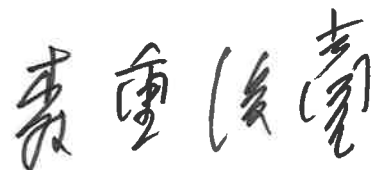
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2023年5月23日から2023年11月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2023年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月23日から2023年11月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【明治安田ライフプランファンド20】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 23 期計算期間末 2023 年 5 月 22 日現在	第 24 期中間計算期間末 2023 年 11 月 22 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	71,225,693	63,791,409
親投資信託受益証券	1,787,655,018	1,768,702,353
未収入金	7,360,000	280,000
流動資産合計	1,866,240,711	1,832,773,762
資産合計	1,866,240,711	1,832,773,762
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,394,228	-
未払解約金	9,395,149	2,386,077
未払受託者報酬	491,571	504,396
未払委託者報酬	8,061,809	8,272,055
未払利息	160	174
その他未払費用	42,116	40,289
流動負債合計	23,385,033	11,202,991
負債合計	23,385,033	11,202,991
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,348,557,159	1,336,431,517
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	494,298,519	485,139,254
( 分配準備積立金 )	171,369,502	160,702,998
元本等合計	1,842,855,678	1,821,570,771
純資産合計	1,842,855,678	1,821,570,771
負債純資産合計	1,866,240,711	1,832,773,762

## ( 2 )【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 23 期中間計算期間 自 2022 年 5 月 21 日 至 2022 年 11 月 20 日	第 24 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 23 日 至 2023 年 11 月 22 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	30
有価証券売買等損益	14,168,215	4,127,335
営業収益合計	14,168,215	4,127,365
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	28,582
受託者報酬	501,857	504,396
委託者報酬	8,230,412	8,272,055
その他費用	72,808	41,490
営業費用合計	8,805,077	8,846,523
営業利益又は営業損失 ( )	22,973,292	4,719,158
経常利益又は経常損失 ( )	22,973,292	4,719,158
中間純利益又は中間純損失 ( )	22,973,292	4,719,158
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	669,102	1,076
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	488,526,756	494,298,519
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,607,898	27,103,507
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,607,898	27,103,507
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,806,804	31,542,538
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,806,804	31,542,538
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	461,023,660	485,139,254

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2023年5月23日から2023年11月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第23期計算期間末 2023年5月22日現在		第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,348,557,159 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,336,431,517 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3665 円 (13,665 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3630 円 (13,630 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期中間計算期間 自2022年5月21日 至2022年11月20日	第24期中間計算期間 自2023年5月23日 至2023年11月22日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第23期計算期間末 2023年5月22日現在	第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第23期計算期間 自2022年5月21日 至2023年5月22日	第24期中間計算期間 自2023年5月23日 至2023年11月22日
期首元本額	1,354,391,965 円	1,348,557,159 円

期中追加設定元本額	123,599,606 円	73,893,901 円
期中一部解約元本額	129,434,412 円	86,019,543 円

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年1月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2023年5月23日から2023年11月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2023年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月23日から2023年11月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【明治安田ライフプランファンド50】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第23期計算期間末 2023年5月22日現在	第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	110,708,582	85,442,939
親投資信託受益証券	2,196,706,014	2,275,431,874
未収入金	-	8,010,000
流動資産合計	2,307,414,596	2,368,884,813
資産合計	2,307,414,596	2,368,884,813
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	28,825,724	-
未払解約金	223,284	8,209,572
未払受託者報酬	836,835	899,339
未払委託者報酬	12,911,171	13,875,525
未払利息	248	234
その他未払費用	75,277	77,023
流動負債合計	42,872,539	23,061,693
負債合計	42,872,539	23,061,693
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,441,286,234	1,438,728,331
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	823,255,823	907,094,789
(分配準備積立金)	472,368,995	436,913,838
元本等合計	2,264,542,057	2,345,823,120
純資産合計	2,264,542,057	2,345,823,120
負債純資産合計	2,307,414,596	2,368,884,813

## ( 2 )【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 23 期中間計算期間 自 2022 年 5 月 21 日 至 2022 年 11 月 20 日	第 24 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 23 日 至 2023 年 11 月 22 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	38
有価証券売買等損益	61,508,502	101,015,860
営業収益合計	61,508,502	101,015,898
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	37,265
受託者報酬	835,339	899,339
委託者報酬	12,887,998	13,875,525
その他費用	111,313	78,551
営業費用合計	13,834,650	14,890,680
営業利益又は営業損失 ( )	47,673,852	86,125,218
経常利益又は経常損失 ( )	47,673,852	86,125,218
中間純利益又は中間純損失 ( )	47,673,852	86,125,218
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	1,512,808	3,884,104
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	709,040,863	823,255,823
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,805,933	66,115,872
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,805,933	66,115,872
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,032,291	64,518,020
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,032,291	64,518,020
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	750,975,549	907,094,789

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2023年5月23日から2023年11月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第23期計算期間末 2023年5月22日現在		第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,441,286,234 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,438,728,331 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5712 円 (15,712 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6305 円 (16,305 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期中間計算期間 自2022年5月21日 至2022年11月20日	第24期中間計算期間 自2023年5月23日 至2023年11月22日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第23期計算期間末 2023年5月22日現在	第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第23期計算期間 自2022年5月21日 至2023年5月22日	第24期中間計算期間 自2023年5月23日 至2023年11月22日
期首元本額	1,431,017,050 円	1,441,286,234 円

期中追加設定元本額	137,514,135 円	110,195,953 円
期中一部解約元本額	127,244,951 円	112,753,856 円

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年1月26日

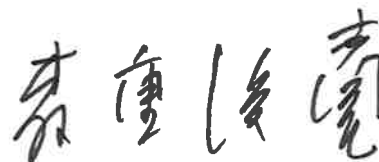
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2023年5月23日から2023年11月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2023年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月23日から2023年11月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【明治安田ライフプランファンド70】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第23期計算期間末 2023年5月22日現在	第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	80,103,148	63,431,936
親投資信託受益証券	1,493,180,409	1,616,380,153
未収入金	1,580,000	920,000
流動資産合計	1,574,863,557	1,680,732,089
資産合計	1,574,863,557	1,680,732,089
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	23,397,885	-
未払解約金	1,634,749	3,293,796
未払受託者報酬	648,055	716,464
未払委託者報酬	9,801,802	10,836,498
未払利息	180	173
その他未払費用	83,454	89,495
流動負債合計	35,566,125	14,936,426
負債合計	35,566,125	14,936,426
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	935,915,422	956,073,681
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	603,382,010	709,721,982
(分配準備積立金)	343,509,029	313,065,216
元本等合計	1,539,297,432	1,665,795,663
純資産合計	1,539,297,432	1,665,795,663
負債純資産合計	1,574,863,557	1,680,732,089



## ( 2 )【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 23 期中間計算期間 自 2022 年 5 月 21 日 至 2022 年 11 月 20 日	第 24 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 23 日 至 2023 年 11 月 22 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	26
有価証券売買等損益	71,197,068	104,039,744
営業収益合計	71,197,068	104,039,770
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	26,426
受託者報酬	642,249	716,464
委託者報酬	9,713,919	10,836,498
その他費用	107,397	90,560
営業費用合計	10,463,565	11,669,948
営業利益又は営業損失 ( )	60,733,503	92,369,822
経常利益又は経常損失 ( )	60,733,503	92,369,822
中間純利益又は中間純損失 ( )	60,733,503	92,369,822
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	3,261,426	3,937,107
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	481,267,781	603,382,010
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,611,696	74,674,831
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,611,696	74,674,831
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,766,255	56,767,574
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,766,255	56,767,574
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	536,585,299	709,721,982

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2023年5月23日から2023年11月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第23期計算期間末 2023年5月22日現在		第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	935,915,422 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	956,073,681 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6447 円 (16,447 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7423 円 (17,423 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期中間計算期間 自2022年5月21日 至2022年11月20日	第24期中間計算期間 自2023年5月23日 至2023年11月22日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額  (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額  (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第23期計算期間末 2023年5月22日現在	第24期中間計算期間末 2023年11月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第23期計算期間 自2022年5月21日 至2023年5月22日	第24期中間計算期間 自2023年5月23日 至2023年11月22日
期首元本額	929,857,597 円	935,915,422 円

期中追加設定元本額	129,369,470 円	107,927,215 円
期中一部解約元本額	123,311,645 円	87,768,956 円

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年11月22日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	32,008,385
株式	4,505,998,900
未収入金	466,152,942
未収配当金	31,269,864
流動資産合計	5,035,430,091
資産合計	5,035,430,091
負債の部	
流動負債	
未払金	467,365,421
未払解約金	2,440,000
未払利息	87
流動負債合計	469,805,508
負債合計	469,805,508
純資産の部	
元本等	
元本	2,182,480,382
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,383,144,201
元本等合計	4,565,624,583
純資産合計	4,565,624,583
負債純資産合計	5,035,430,091

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2023年11月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年5月23日
期首元本額	2,252,734,258円
期末元本額	2,182,480,382円
期中追加設定元本額	92,837,761円
期中一部解約元本額	163,091,637円
元本の内訳	
明治安田日本株式ファンド	574,987,566円
明治安田ライフプランファンド20	132,394,304円
明治安田ライフプランファンド50	338,131,215円
明治安田ライフプランファンド70	320,052,045円
楽天資産形成ファンド	795,242,492円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	5,375,874円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	4,911,604円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	11,385,282円
2. 1口当たり純資産額	2.0919円
(10,000口当たり純資産額)	(20,919円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年11月22日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	13,324,541
株式	4,625,619,646
投資証券	108,135,311
未収入金	15,264,957
未収配当金	4,524,785
流動資産合計	4,766,869,240
資産合計	4,766,869,240
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	28,351
前受金	9,787,953
未払解約金	11,840,000
未払利息	36
流動負債合計	21,656,340
負債合計	21,656,340
純資産の部	
元本等	
元本	767,601,692
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	3,977,611,208
元本等合計	4,745,212,900
純資産合計	4,745,212,900
負債純資産合計	4,766,869,240

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
<p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 投資信託受益証券についての受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

2023年11月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年5月23日
期首元本額	813,365,430円
期末元本額	767,601,692円
期中追加設定元本額	33,171,768円
期中一部解約元本額	78,935,506円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	322,261,289円
明治安田ライフプランファンド20	7,627,012円
明治安田ライフプランファンド50	37,964,000円
明治安田ライフプランファンド70	40,918,835円
フコク株25大河	19,888,870円
フコク株50大河	51,688,295円
フコク株75大河	77,988,328円
楽天資産形成ファンド	197,719,492円

明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	9,113,081円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	322,769円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	589,572円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,520,149円
2. 1口当たり純資産額	6.1819円
(10,000口当たり純資産額)	(61,819円)

(注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年11月22日現在

資産の部	
流動資産	
預金	55,546,493
コール・ローン	35,766,503
株式	2,286,635,759
未収配当金	1,664,418
流動資産合計	2,379,613,173
資産合計	2,379,613,173
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,340,000
未払利息	97
流動負債合計	5,340,097
負債合計	5,340,097
純資産の部	
元本等	
元本	710,848,218
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,663,424,858
元本等合計	2,374,273,076
純資産合計	2,374,273,076
負債純資産合計	2,379,613,173

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

2023年11月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年5月23日
期首元本額	712,766,061円
期末元本額	710,848,218円
期中追加設定元本額	49,735,189円
期中一部解約元本額	51,653,032円
元本の内訳	
欧州厳選株式ファンド	103,907,273円
明治安田欧州株式ファンド	166,171,200円
明治安田ライフプランファンド20	13,921,074円
明治安田ライフプランファンド50	70,162,669円
明治安田ライフプランファンド70	75,182,046円
フコク株25大河	23,906,100円
フコク株50大河	62,688,264円
フコク株75大河	93,849,536円
楽天資産形成ファンド	89,446,323円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	7,215,207円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	577,478円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,055,179円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,765,869円
2. 1口当たり純資産額	3.3401円
(10,000口当たり純資産額)	(33,401円)

(注) \* は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年11月22日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	243,809,962
国債証券	17,934,189,870
特殊債券	141,539,134
社債券	18,386,172,360
未収入金	1,102,441,540
未収利息	97,565,722
前払費用	17,699,014
流動資産合計	37,923,417,602
資産合計	37,923,417,602
負債の部	
流動負債	
未払金	1,074,404,700
未払解約金	46,240,000
未払利息	667
流動負債合計	1,120,645,367
負債合計	1,120,645,367
純資産の部	
元本等	
元本	25,457,587,196
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	11,345,185,039
元本等合計	36,802,772,235
純資産合計	36,802,772,235
負債純資産合計	37,923,417,602

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2023年11月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年5月23日
期首元本額	24,430,887,156円
期末元本額	25,457,587,196円
期中追加設定元本額	1,210,755,053円
期中一部解約元本額	184,055,013円
元本の内訳	
明治安田日本債券ファンド	22,672,457,692円
明治安田ライフプランファンド20	776,726,327円
明治安田ライフプランファンド50	517,999,351円
明治安田ライフプランファンド70	191,838,130円
楽天資産形成ファンド	1,249,187,187円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,370,394円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	32,292,299円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	7,611,950円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	7,103,866円
2. 1口当たり純資産額	1.4457円
(10,000口当たり純資産額)	(14,457円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年11月22日現在

資産の部	
流動資産	
預金	734,876
コール・ローン	1,393,882
国債証券	1,122,923,974
社債券	90,912,030
派生商品評価勘定	47,922
未収入金	6,639,634
未収利息	8,286,399
前払費用	1,403,160
流動資産合計	1,232,341,877
資産合計	1,232,341,877
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	60,462
未払金	855,136
未払解約金	1,010,000
未払利息	3
流動負債合計	1,925,601
負債合計	1,925,601
純資産の部	
元本等	
元本	358,423,490
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	871,992,786
元本等合計	1,230,416,276
純資産合計	1,230,416,276
負債純資産合計	1,232,341,877

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

2023年11月22日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年5月23日
期首元本額	368,380,267円
期末元本額	358,423,490円
期中追加設定元本額	15,393,266円
期中一部解約元本額	25,350,043円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	37,680,942円
明治安田ライフプランファンド20	80,161,454円
明治安田ライフプランファンド50	102,008,082円
明治安田ライフプランファンド70	48,195,753円
フコク株25大河	28,983,081円
フコク株50大河	50,298,962円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	4,266,555円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	3,446,092円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,573,579円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,808,990円
2. 1口当たり純資産額	3.4329円
(10,000口当たり純資産額)	(34,329円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 【ファンドの現況】

(2023年11月30日現在)

### 【純資産額計算書】

#### 明治安田ライフプランファンド20

I 資産総額	1,830,407,537 円
II 負債総額	2,942,716 円
III 純資産総額 (I - II)	1,827,464,821 円
IV 発行済口数	1,338,884,721 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3649 円
(1万口当たり純資産額)	(13,649 円)

#### 明治安田ライフプランファンド50

I 資産総額	2,355,790,667 円
II 負債総額	3,678,613 円
III 純資産総額 (I - II)	2,352,112,054 円
IV 発行済口数	1,441,166,657 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6321 円
(1万口当たり純資産額)	(16,321 円)

#### 明治安田ライフプランファンド70

I 資産総額	1,678,673,229 円
II 負債総額	3,968,230 円
III 純資産総額 (I - II)	1,674,704,999 円
IV 発行済口数	960,563,458 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7435 円
(1万口当たり純資産額)	(17,435 円)

(参考)

純資産額計算書

I. 明治安田日本株式マザーファンド

I 資産総額	5,170,586,581 円
II 負債総額	600,467,976 円
III 純資産総額 (I - II)	4,570,118,605 円
IV 発行済口数	2,179,420,898 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0969 円
(1万口当たり純資産額)	(20,969 円)

II. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

I 資産総額	4,716,516,266 円
II 負債総額	16,150,074 円
III 純資産総額 (I - II)	4,700,366,192 円
IV 発行済口数	765,008,449 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.1442 円
(1万口当たり純資産額)	(61,442 円)

III. 明治安田欧州株式マザーファンド

I 資産総額	2,364,082,459 円
II 負債総額	17,740,126 円
III 純資産総額 (I - II)	2,346,342,333 円
IV 発行済口数	700,881,251 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3477 円
(1万口当たり純資産額)	(33,477 円)



## IV. 明治安田日本債券マザーファンド

I 資産総額	39,048,901,418 円
II 負債総額	2,252,844,580 円
III 純資産総額 (I - II)	36,796,056,838 円
IV 発行済口数	25,417,322,652 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4477 円
(1万口当たり純資産額)	(14,477 円)

## V. 明治安田外国債券マザーファンド

I 資産総額	1,344,562,482 円
II 負債総額	107,075,041 円
III 純資産総額 (I - II)	1,237,487,441 円
IV 発行済口数	359,307,768 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.4441 円
(1万口当たり純資産額)	(34,441 円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### ②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年11月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	1,718,167,030,036 円
	単位型	25 本	375,435,137,176 円
公社債投資信託	単位型	17 本	33,195,171,673 円
合計		196 本	2,126,797,338,885 円

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

熊木孝雄

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,881,852	8,159,062
前払費用	200,271	179,217
未収委託者報酬	1,515,280	1,563,160
未収運用受託報酬	312,387	361,904
未収投資助言報酬	32,339	24,256
未収還付法人税等	-	4,412
その他	9,953	4,395
流動資産合計	10,952,085	10,296,408
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ <sup>1</sup> 657,578	※ <sup>1</sup> 607,478
器具備品	※ <sup>1</sup> 273,616	※ <sup>1</sup> 276,216
建設仮勘定	-	6,519
有形固定資産合計	931,194	890,213
無形固定資産		
ソフトウェア	176,635	136,499
ソフトウェア仮勘定	27,900	109,350
無形固定資産合計	204,535	245,849
投資その他の資産		
投資有価証券	6,531	7,430
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	19,485	6,571
前払年金費用	240,647	231,980
繰延税金資産	29,735	76,854
投資その他の資産合計	596,399	622,836
固定資産合計	1,732,130	1,758,899
資産合計	12,684,216	12,055,307

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	760,150	1,096,807
未払金	1,014,467	1,245,866
未払手数料	500,292	536,736
その他未払金	514,174	709,129
未払費用	40,746	40,398
未払法人税等	336,717	28,605
未払消費税等	254,752	18,799
賞与引当金	165,699	161,326
前受収益	3,666	4,400
流動負債合計	2,576,200	2,596,204
固定負債		
長期未払金	86,543	34,593
資産除去債務	228,039	228,527
固定負債合計	314,582	263,121
負債合計	2,890,782	2,859,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,103,933	1,506,551
利益剰余金合計	5,278,975	4,681,593
株主資本合計	9,793,758	9,196,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△325	△395
評価・換算差額等合計	△325	△395
純資産合計	9,793,433	9,195,981
負債・純資産合計	12,684,216	12,055,307



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2021年4月1日 2022年3月31日)	(自 至	2022年4月1日 2023年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		7,916,562		7,810,512
受入手数料		40,707		46,755
運用受託報酬		2,132,888		2,254,971
投資助言報酬		438,441		109,615
その他収益		10,000		11,333
営業収益合計		10,538,599		10,233,188
営業費用				
支払手数料		2,129,117		2,116,950
広告宣伝費		46,842		55,964
公告費		250		125
調査費		2,446,317		2,731,969
調査費		803,814		1,117,746
委託調査費		1,642,503		1,614,223
委託計算費		439,674		470,893
営業雑経費		145,382		141,118
通信費		21,451		16,614
印刷費		106,245		97,238
協会費		10,338		10,902
諸会費		7,239		7,797
営業雑費		106		8,564
営業費用合計		5,207,584		5,517,022
一般管理費				
給料		2,193,365		2,295,942
役員報酬		65,537		99,248
給料・手当		1,647,697		1,710,552
賞与		444,284		450,959
その他報酬給与		35,846		35,181
賞与引当金繰入		165,699		161,326
法定福利費		326,765		349,559
福利厚生費		31,829		41,214
交際費		2,525		2,290
寄付金		11,484		12,935
旅費交通費		6,856		13,772
租税公課		84,051		75,751
不動産賃借料		450,152		448,574
退職給付費用		56,072		84,351
固定資産減価償却費		203,922		191,988
事務委託費		275,646		395,265
諸経費		73,144		60,540
一般管理費合計		3,881,516		4,133,514
営業利益		1,449,498		582,651

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	107	101
受取配当金	270	11
投資有価証券売却益	145	-
保険契約返戻金・配当金	*1, 810	*12, 013
為替差益	155	-
雑益	1, 551	1, 051
営業外収益合計	4, 039	3, 178
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	22
投資有価証券償還損	-	264
為替差損	-	928
雑損失	524	676
営業外費用合計	524	1, 892
経常利益	1, 453, 013	583, 937
税引前当期純利益	1, 453, 013	583, 937
法人税、住民税及び事業税	462, 476	223, 449
法人税等調整額	△14, 436	△47, 087
法人税等合計	448, 039	176, 361
当期純利益	1, 004, 974	407, 576

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			△853,201	△853,201	△853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			△853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△577	△577	△577
当期変動額合計	△577	△577	151,195
当期末残高	△325	△325	9,793,433

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当期変動額					
剰余金の配当			△1,004,958	△1,004,958	△1,004,958
当期純利益			407,576	407,576	407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△597,381	△597,381	△597,381
当期末残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△325	△325	9,793,433
当期変動額			
剰余金の配当			△1,004,958
当期純利益			407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△69	△69	△69
当期変動額合計	△69	△69	△597,451
当期末残高	△395	△395	9,195,981

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度にかかるものについては記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	67,791千円	117,891千円
器具備品	322,366千円	314,492千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,810千円	2,013千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1年内	470,945	476,805
1年超	1,092,037	635,740
合計	1,562,983	1,112,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少で

あります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	△15,954
資産計	306,531	290,576	△15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	△81
負債計	86,543	86,624	△81

当事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,430	7,430	-
(2) 長期差入保証金	300,000	285,178	△14,821
資産計	307,430	292,609	△14,821
(1) 長期未払金	34,593	34,616	22
負債計	34,593	34,616	22

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,971	3,466	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	301,971	3,466	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

投資有価証券はすべて投資信託であり、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	7,430	-	7,430
資産計	-	7,430	-	7,430

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	285,178	285,178
資産計	-	-	285,178	285,178
長期未払金	-	-	34,616	34,616
負債計	-	-	34,616	34,616

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。



(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	△476
小計	5,523	6,000	△476
合計	6,531	7,000	△468

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,207	2,000	207
小計	2,207	2,000	207
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,223	6,000	△776
小計	5,223	6,000	△776
合計	7,430	8,000	△569

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。  
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△223,189	千円
退職給付費用	56,072	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,530	〃
前払年金費用の期末残高	△240,647	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	△1,005,913	〃
	△240,920	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃
前払年金費用	△240,647	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 56,072 千円

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。  
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△240,647	千円
退職給付費用	84,351	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△75,683	〃
前払年金費用の期末残高	△231,980	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	842,277	千円
年金資産	△1,074,530	〃
	△232,253	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃
前払年金費用	△231,980	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 84,351 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	50,737	千円	49,398	千円
未払事業税	23,129	〃	8,166	〃
資産除去債務	69,825	〃	69,975	〃
ソフトウェア	16,720	〃	93,111	〃
未払賃借料	42,406	〃	26,499	〃
その他	33,836	〃	29,452	〃
繰延税金資産小計	236,654	〃	276,603	〃
評価性引当額	△69,825	〃	△69,975	〃
繰延税金資産合計	166,829	〃	206,628	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△63,406	〃	△58,741	〃
前払年金費用	△73,686	〃	△71,032	〃
繰延税金負債合計	△137,093	〃	△129,774	〃
繰延税金資産の純額	29,735	〃	76,854	〃

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「ソフトウェア」(前事業年度 16,720 千円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
期首残高	227,552	千円	228,039	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	486	〃	488	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	228,039	〃	228,527	〃

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,810,512	46,755	2,254,971	109,615	11,333	10,233,188

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	159,741	未収運用受託報酬	175,715
							支払手数料	547,750	未払手数料	163,207

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	100,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	450,439	未収運用受託報酬	231,200
							支払手数料	552,479	未払手数料	169,612

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	518,527円74銭	486,894円79銭
1株当たり当期純利益金額	53,209円83銭	21,579円74銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	9,793,433	9,195,981
普通株式に係る純資産額 (千円)	9,793,433	9,195,981
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数 (株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数 (株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,004,974	407,576
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,004,974	407,576
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

熊木幸雄

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得



て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表  
①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2023年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,764,605
未収委託者報酬	1,774,450
未収運用受託報酬	684,405
未収投資助言報酬	15,336
その他	278,201
流動資産合計	10,516,999
固定資産	
有形固定資産	
建物	* <sup>1</sup> 582,428
器具備品	* <sup>1</sup> 243,475
建設仮勘定	636
有形固定資産合計	826,539
無形固定資産	
ソフトウェア	211,185
ソフトウェア仮勘定	23,155
無形固定資産合計	234,340
投資その他の資産	
投資有価証券	5,528
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	4,408
前払年金費用	331,147
繰延税金資産	35,083
投資その他の資産合計	676,166
固定資産合計	1,737,047
資産合計	12,254,046

(単位：千円)

当中間会計期間末  
(2023年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	1,305,320
未払手数料	639,462
未払法人税等	153,234
賞与引当金	156,910
その他	*2596,593
流動負債合計	2,851,522
固定負債	
長期未払金	8,619
資産除去債務	228,772
固定負債合計	237,391
負債合計	3,088,913
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,475,635
利益剰余金合計	4,650,677
株主資本合計	9,165,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△327
評価・換算差額等合計	△327
純資産合計	9,165,133
負債・純資産合計	12,254,046

## ②中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	4,103,592
受入手数料	20,104
運用受託報酬	1,163,668
投資助言報酬	36,767
その他収益	6,000
営業収益合計	5,330,132
営業費用	
支払手数料	1,210,890
その他営業費用	1,574,518
営業費用合計	2,785,408
一般管理費	※ <sup>1</sup> 2,004,823
営業利益	539,900
営業外収益	※ <sup>2</sup> 2,682
営業外費用	2,607
経常利益	539,975
税引前中間純利益	539,975
法人税、住民税及び事業税	121,588
法人税等調整額	41,741
法人税等合計	163,329
中間純利益	376,646

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当中間期変動額					
剰余金の配当			△407,562	△407,562	△407,562
中間純利益			376,646	376,646	376,646
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	-	-	△30,916	△30,916	△30,916
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,475,635	4,650,677	9,165,460

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△395	△395	9,195,981
当中間期変動額			
剰余金の配当			△407,562
中間純利益			376,646
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	67	67	67
当中間期変動額合計	67	67	△30,848
当中間期末残高	△327	△327	9,165,133

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
4. 重要な収益及び費用の計上基準	<p>投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。</p>

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2023年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	142,941千円
器具備品	354,572千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	65,129千円
無形固定資産	32,911千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	2,098千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	—	—	18,887株

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1年内	476,805
1年超	397,337
合計	874,142

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,528	5,528	-
(2) 長期差入保証金	300,000	266,935	△33,064
資産計	305,528	272,463	△33,064
(1) 長期未払金	8,619	8,617	△1
負債計	8,619	8,617	△1

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	5,528	-	5,528
資産計	-	5,528	-	5,528

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	266,935	266,935
資産計	-	-	266,935	266,935
長期未払金	-	-	8,617	8,617
負債計	-	-	8,617	8,617

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。



(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,066	1,000	66
小計	1,066	1,000	66
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,461	5,000	△538
小計	4,461	5,000	△538
合計	5,528	6,000	△472

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	228,527千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	244千円
当中間会計期間末残高	<u>228,772千円</u>

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	4,103,592	20,104	1,163,668	36,767	6,000	5,330,132

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	485,261円45銭
1株当たり中間純利益金額	19,942円08銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額(千円)	376,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	376,646
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、その他重要事項

###### (イ) 定款の変更

2023年6月29日付で当社株券を不発行とする定款の変更を行いました。

###### (ロ) その他の重要事項

2023年7月28日開催の取締役会において、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループと富国生命がそれぞれ保有する当社株式について、明治安田生命を譲受人とする株式譲渡が承認されました。これを受け、2023年8月29日付で明治安田生命は当社の100%株主となりました。

##### (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

明治安田ライフプランファンド 20

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
明治安田ライフプランファンド 20  
運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める運用の方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ②株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の 20%（明治安田日本株式マザーファンド 15%、明治安田欧州株式マザーファンド 2.5%および明治安田アメリカ株式マザーファンド 2.5%）、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の 80%（明治安田日本債券マザーファンド 62%、明治安田外国債券マザーファンド 15%および短期金融商品 3%）とし、これを基準ポートフォリオとして運用を行います。
- ③基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下 10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下 5%程度以内に抑制しつつ運用を行います。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）
- ④設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- ⑨外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。
  - 「明治安田アメリカ株式マザーファンド」  
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
  - 「明治安田欧州株式マザーファンド」  
原則として行いません。
  - 「明治安田外国債券マザーファンド」  
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行うことがあります。

### (3) 投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
- ⑧有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は約款27条の範囲で行います。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として5月20日）に、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
明治安田ライフプランファンド 20  
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金7,541,631円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第55条第2項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、7,541,631口を均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客

先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第11条 委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該



口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込総口数に応じ、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤ 受益者が第50条第2項の規定に基づいて、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、明治安田ライフプランファンド50および明治安田ライフプランファンド70の受益者が、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合は、1口単位をもって売却することが出来るものとします。この場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の種類）

#### 第12条（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

#### 第15条（削除）

（記名式の受益証券の再交付）

#### 第16条（削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

#### 第17条（削除）

（受益証券の再交付の費用）

#### 第18条（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条ないし第27条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第19条の2 委託者は、信託金を、主として第1号から第5号までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された、マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）ならびに次の第6号から第27号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド
2. 明治安田欧州株式マザーファンド
3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
4. 明治安田日本債券マザーファンド
5. 明治安田外国債券マザーファンド
6. 株券または新株引受権証券
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

27. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第6号の証券または証書、第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第7号から第11号までの証券ならびに第17号および第22号の証券または証書のうち第7号から第11号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第18号および第19号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の3 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第19条の2第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第24条から第30条、第33条、第39条、第40条、第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超える投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしてします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条の2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産の投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性の無いものに限り)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第 36 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第 37 条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 38 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 39 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 43 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年5月21日から翌年5月20日までとすることを原則とします。ただし、第一計算期間は、平成12年5月31日から平成13年5月20日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）ならびにこれら諸経費に係る消費税等に相当する額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の87の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとし、信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額

(収益の分配方法)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額と親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬



に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の信託財産にかかる配当等収益の額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日および第50条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第53条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第53条第1項の受益者による一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項の但し書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該受益権

口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 50 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第 52 条 委託者の指定する販売会社は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）の請求があるときは、委託者の承認を得て定める単位（別に定める契約に係る受益権については 1 口の整数倍）をもってその受益権を買取ります。

② 第 1 項の場合、受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取を行う委託者の指定する販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。平成 19 年 1 月 4 日以降、受益権の買取の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取代金が受益者に支払われることとなる買取の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

③ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該販売会社との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた買取りの請求の受付けを取消することができます。

④ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 53 条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承認を得て委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口の整数倍をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

② 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 53 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(受益証券の混蔵保管)

第 54 条 (削除)

(信託契約の解約)

第 55 条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10 億口を下回った場合には、受託者と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 56 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 60 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 57 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 60 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 58 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 59 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 60 条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 61 条 第 55 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 62 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国

為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。) を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 12 年 5 月 31 日

委託者 東京都新宿区西新宿一丁目 10 番 1 号 安田生命第 2 ビル  
安田ペインウェバー投信株式会社  
取締役社長 中川 雅弘

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号  
第一勧業富士信託銀行株式会社  
代表取締役社長 山田 正次

追加型証券投資信託

明治安田ライフプランファンド 50

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
明治安田ライフプランファンド 50  
運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める運用の方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ②株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の 50%（明治安田日本株式マザーファンド 30%、明治安田欧州株式マザーファンド 10%および明治安田アメリカ株式マザーファンド 10%）、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の 50%（明治安田日本債券マザーファンド 32%、明治安田外国債券マザーファンド 15%および短期金融商品 3%）とし、これを基準ポートフォリオとして運用を行います。
- ③基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下 10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下 5%程度以内に抑制しつつ運用を行います。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）
- ④設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- ⑨外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。
  - 「明治安田アメリカ株式マザーファンド」  
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
  - 「明治安田欧州株式マザーファンド」  
原則として行いません。
  - 「明治安田外国債券マザーファンド」  
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

### (3) 投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ⑧有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は約款27条の範囲で行います。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として5月20日）に、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



追加型証券投資信託  
明治安田ライフプランファンド50  
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金8,814,890円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第55条第2項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、8,814,890口を均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第11条 委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加

算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込総口数に応じ、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤ 受益者が第50条第2項の規定に基づいて、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、明治安田ライフプランファンド20および明治安田ライフプランファンド70の受益者が、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合は、1口単位をもって売却することが出来るものとします。この場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の種類）

#### 第12条（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

#### 第15条（削除）

（記名式の受益証券の再交付）

#### 第16条（削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

#### 第17条（削除）

（受益証券の再交付の費用）

#### 第18条（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第25条ないし第27条に定めるものに限りま。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 19 条の 2 委託者は、信託金を、主として第 1 号から第 5 号までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された、マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）ならびに次の第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド
2. 明治安田欧州株式マザーファンド
3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
4. 明治安田日本債券マザーファンド
5. 明治安田外国債券マザーファンド
6. 株券または新株引受権証券
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
22. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 6 号の証券または証書、第 17 号ならびに第 22 号の証券または証書のうち第 6 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 7 号から第 11 号までの証券ならびに第 17 号および第 22 号の証券または証書のうち第 7 号から第 11 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 18 号および第 19 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により

運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の65を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

- 第19条の3 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第19条の2第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。
- ② 前項の取扱いは、第24条から第30条、第33条、第39条、第40条、第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

- 第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

- 第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（投資する株式等の範囲）

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超える投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行

うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条の2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産の投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性の無いものに限り)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第37条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす



ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 39 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 43 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 44 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第一計算期間は、平成 12 年 5 月 31 日から平成 13 年 5 月 20 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 45 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これ

を委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 46 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）ならびにこれら諸経費に係る消費税等に相当する額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 47 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 115 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第 1 項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して 5 営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が 100 億円以下に対応する部分に年 10,000 分の 50 の率、平均純資産総額が 100 億円超に対応する部分に年 10,000 分の 45 の率を乗じて得た額

(収益の分配方法)

第 48 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額と親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の信託財産にかかる配当等収益の額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 49 条 受託者は、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日および第 50 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 50 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 50 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 50 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 51 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 53 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第 53 条第 1 項の受益者による一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第 2 項の但し書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 50 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第 52 条 委託者の指定する販売会社は、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)の請求があるときは、委託者の承認を得て定める単位(別に定める契約に係る受益権については 1 口の整数倍)をもってその受益権を買取ります。

- ② 第 1 項の場合、受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。平成 19 年 1 月 4 日以降、受益権の買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成 19 年 1 月

4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ③ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該販売会社との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた買取りの請求の受付けを取消すことができます。
- ④ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

- 第53条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承認を得て委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行の請求をすることができます。
- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
  - ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
  - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
  - ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(受益証券の混蔵保管)

第54条 (削除)

(信託契約の解約)

- 第55条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10億口を下回った場合には、受託者と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(公告)

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 62 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 12 年 5 月 31 日

委託者	東京都新宿区西新宿一丁目 10 番 1 号 安田生命第 2 ビル 安田ペインウェバー投信株式会社 取締役社長 中川 雅弘
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号 第一勧業富士信託銀行株式会社 代表取締役社長 山田 正次

追加型証券投資信託

明治安田ライフプランファンド70

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社



追加型証券投資信託  
明治安田ライフプランファンド70  
運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める運用の方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ②株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%(明治安田日本株式マザーファンド40%、明治安田欧州株式マザーファンド15%および明治安田アメリカ株式マザーファンド15%)、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%(明治安田日本債券マザーファンド17%、明治安田外国債券マザーファンド10%および短期金融商品3%)とし、これを基準ポートフォリオとして運用を行います。
- ③基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券(短期金融商品を含みます。)の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います。(ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。)
- ④設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- ⑨外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。
  - 「明治安田アメリカ株式マザーファンド」  
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
  - 「明治安田欧州株式マザーファンド」  
原則として行いません。
  - 「明治安田外国債券マザーファンド」  
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

### (3) 投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ⑧有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は約款27条の範囲で行います。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として5月20日）に、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
明治安田ライフプランファンド70  
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5,582,770円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第55条第2項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、5,582,770口を均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第11条 委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加

算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込総口数に応じ、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤ 受益者が第50条第2項の規定に基づいて、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、明治安田ライフプランファンド20および明治安田ライフプランファンド50の受益者が、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合は、1口単位をもって売却することが出来るものとします。この場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の種類）

#### 第12条（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

#### 第15条（削除）

（記名式の受益証券の再交付）

#### 第16条（削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

#### 第17条（削除）

（受益証券の再交付の費用）

#### 第18条（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第25条ないし第27条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 19 条の 2 委託者は、信託金を、主として第 1 号から第 5 号までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された、マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）ならびに次の第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド
2. 明治安田欧州株式マザーファンド
3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
4. 明治安田日本債券マザーファンド
5. 明治安田外国債券マザーファンド
6. 株券または新株引受権証券
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
22. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 6 号の証券または証書、第 17 号ならびに第 22 号の証券または証書のうち第 6 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 7 号から第 11 号までの証券ならびに第 17 号および第 22 号の証券または証書のうち第 7 号から第 11 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 18 号および第 19 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により

運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）の時価総額と親投資信託に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の3 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第19条の2第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第24条から第30条、第33条、第39条、第40条、第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超える投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）。)

② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行



うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条の2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産の投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性の無いものに限り)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第37条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあ

ります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 39 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 43 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 44 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第一計算期間は、平成 12 年 5 月 31 日から平成 13 年 5 月 20 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 45 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 46 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）ならびにこれら諸経費に係る消費税等に相当する額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 47 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 129 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第 1 項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して 5 営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が 100 億円以下に対応する部分に年 10,000 分の 50 の率、平均純資産総額が 100 億円超に対応する部分に年 10,000 分の 45 の率を乗じて得た額

(収益の分配方法)

第 48 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額と親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の信託財産にかかる配当等収益の額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 49 条 受託者は、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日および第 50 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 50 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 50 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一

部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 50 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 51 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 53 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第 53 条第 1 項の受益者による一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項の但し書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 50 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第 52 条 委託者の指定する販売会社は、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)の請求があるときは、委託者の承認を得て定める単位(別に定める契約に係る受益権については 1 口の整数倍)をもってその受益権を買取ります。

- ② 第 1 項の場合、受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取を行う委託者の指定する販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。平成 19 年 1 月 4 日以降、受益権の買取りの請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行う

ものとしします。

- ③ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該販売会社との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた買取りの請求の受付けを取消すことができます。
- ④ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

- 第53条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承認を得て委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行の請求をすることができます。
- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
  - ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。
  - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
  - ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

- 第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(受益証券の混蔵保管)

第54条 (削除)

(信託契約の解約)

- 第55条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10億口を下回った場合には、受託者と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議

を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま

す。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 62 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。



上記条項により信託契約を締結します。

平成 12 年 5 月 31 日

委託者 東京都新宿区西新宿一丁目 10 番 1 号 安田生命第 2 ビル  
安田ペインウェバー投信株式会社  
取締役社長 中川 雅弘

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号  
第一勧業富士信託銀行株式会社  
代表取締役社長 山田 正次

親投資信託  
明治安田日本株式マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ② 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤ （削除）
- ⑥ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ （削除）
- ⑩ （削除）

親投資信託  
明治安田アメリカ株式マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

S&P500 種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①S&P500 種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ② (削除)
- ③S&P500 種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
- ④株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- ⑨外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ (削除)
- ⑩ (削除)

親投資信託  
明治安田欧州株式マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 欧州各国の株式に投資し、MSCI ヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ② グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- ④ 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。
- ⑩ 組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ (削除)
- ⑩ (削除)

親投資信託  
明治安田日本債券マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ② FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ③ 投資に際しては、内外いずれかの評価機関から BBB 格あるいは BBB 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。  
格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
- ④ (削除)
- ⑤ 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑦ 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ （削除）
- ⑨ （削除）

# 明治安田外国債券マザーファンド

## 運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

①日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

③投資に際しては、いずれかの評価機関から BBB 格あるいは BBB 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

#### ④ (削除)

⑤ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。

⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

⑦公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑨信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑩信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑪信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。



### (3) 投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑧スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑨金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。